

出席議員(20名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
助 役	小 泉 清 一 君
総 務 課 長	平 間 春 雄 君
企 画 財 政 課 長	村 上 正 広 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	手 代 木 文 夫 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長 地 域 産 業 振 興 課 長 併	小 池 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 久 保 政 一 君
都 市 建 設 課 長	佐 藤 輝 夫 君

上下水道課長	佐藤松雄君
会計課長	薊千代君
槻木事務所長	平間信一君
財政再建対策監	加藤嘉昭君
介護保険専門監	加藤敏郎君
子育て支援専門監	松崎秀男君
産業活性化専門監	加藤善憲君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小林功君
生涯学習課長	笠松洋二君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男

議 事 日 程 (第5号)

平成19年3月8日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 3 議案第 2号 仙南地域広域行政事務組合理約の変更について
- 第 4 議案第 3号 柴田町実費弁償条例
- 第 5 議案第 4号 柴田町交通安全条例
- 第 6 議案第 5号 柴田町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 6号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7号 町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 8号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例
- 第10 議案第 9号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 1 議案第 1 0 号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 1 2 議案第 1 1 号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例

第 1 3 議案第 1 2 号 平成 1 8 年度柴田町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番森 淑子さん、5番大坂三男君を指名いたします。

日程第2 議案第1号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（伊藤一男君） お諮りいたします。

日程第2、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集願います。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、全員協議会終了次第、再開いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時11分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第2、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております菊地定男氏は、平成19年4月12日で任期満了になります。

菊地氏は、評価審査に関する経験と専門的知識が豊富であり、誠実かつ公平無私に職務を遂行される大変意欲的な方でございます。

宅地や新築・増築家屋に係る固定資産の評価に対する町民の関心度も年々高くなっておりまして、固定資産の公正な審査を確保する面からも、経験豊富な菊地氏再任のご同意をいただきたく、ご提案申し上げる次第でございます。

何とぞ、ご同意くださいますよう、お願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 仙南地域広域行政事務組合規約の変更について

○議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第2号仙南地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号仙南地域広域行政事務組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

仙南地域広域行政事務組合規約の変更につきましては、組合の議会の議員の定数及び選挙の方法を改めるもの、経費の支弁の方法について、（仮称）仙南クリーンセンターに柴田町及び

大河原町が加入し、仙南2市7町の負担構成に改めるもの、また、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い組合の執行機関の組織を改めるもの、さらに、ふるさと市町村圏基金に係る構成市町からの出資金の処分方法を改めるもので、条文の整備とあわせ、規約の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（村上正広君） それでは、議案第2号仙南地域広域行政事務組合理約の変更についての補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、3ページから10ページまでとなっております。

5ページの仙南地域広域行政事務組合理約の一部を変更する規約ということでございますが、お手元に配付しております平成19年第1回定例会、議案第2号関係資料に基づきまして、改正後、改正前の対照表によりましてご説明をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

初めに、第5条でございます。組合の議員の定数及び議員の選挙の方法ということでございます。従来、組合議員につきましては「19人」というようなことではございますが、今回「18人」とするものでございます。内容につきましては、第5条の第2号にあります。改正前では、「構成市町の議会において、議員のうちから選挙により選ばれた者、人口4万人以上の市町にあつては2人」というようなことになっております。「その他の市町にあつては各1人」ということになってございますが、2人ということにつきましては、ご案内のとおり白石市が4万人以上であったために、2人というように形で選出されておりました。今回の国勢調査、17年の国勢調査で白石市の人口が3万9,487人と4万人を割ったということもありまして、おのおの「構成市町の議会において、議員のうちから選挙により選ばれた者各1人」というふうに改めまして、計18人というふうに改正させていただくというものでございます。

次に、第10条でございますが、改正前では助役及び「収入役」というような形になっておりますが、改正後で助役及び「会計管理者」というふうに改めるものでございます。これにつきましては、地方自治法第168条の改正に伴いまして、「収入役」を「会計管理者」というふうにするものでございます。

なお、助役につきましては、広域行政事務組合につきましては理事制をとっておりまして、その改正はございませんので、当分の間、助役というように形のままにするものでござ

います。

第10条の1項でございますが、組合に助役1人、「収入役」1人を置くというふうになってございますものを、助役1人、「会計管理者」1人というふうに改正させていただくものでございます。それに伴いまして、第3項でございますが、改正前でございますが、「収入役は、構成市町の収入役のうちから理事会が組合議会の同意を得て選任する。」というふうになってございましたが、今回、会計管理者ということになりましたので、「会計管理者は、理事会の補助機関である職員のうちから、理事会が命ずる。」というふうな形になります。補助機関である職員ということになりますと、広域行政事務組合の職員の中からというような形になるかと思えます。

第4項につきましては、そのままでございます。

第5項でございますが、改正前の第5項で、収入役の任期等を定めておりましたが、これにつきましては、削除いたしまして、項の繰り上げを行うというような形になります。それから、改正前では第7項になっておりますが、改正後では第6項と繰り上げまして、会計管理者と改めるものでございます。

第11条でございますが、これにつきましても、地方自治法第172条の改正に伴い、「吏員」を「職員」というふうに置きかえるものでございまして、その改正でございます。

次に、次のページ、2ページになります。

第13条でございます。教育委員の解職請求に関する事務等処理する選挙管理委員会というふうになってございますが、これにつきましては政令が改正になりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令が改正になりまして、従来第16条でうたわれておりました項目につきまして、第14条の第2項に改まりましたので、引用条項を改めるものでございます。内容につきましては、変更はございません。引用条項を改めるということでございますので、よろしく願いいたします。

それから、第14条でございます。組合の経費の支弁方法でございます。従来は、組合の経費の支弁方法につきましては、組合の規約の第14条から規約の条項において定めているもの、それから規約の別表の負担区分の特例というような形で二本立てで負担方法の支弁を記述しておりましたが、かなり複雑になっておりまして、理解しにくいということもありますので、これを整理しまして、改正後につきましては、別表で一覧で示して、わかりやすくしたということでございます。それに伴いまして、第14条の第2項でございますが、「前項の構成市町の負担金の負担割合は、別表のとおりとする。」ということで、別表で示すというふうにしておりま

す。「ただし、地方交付税法の規定による組合の施設整備に係る基準財政需要額の算定において事業費補正を受けた市町は、当該事業費補正による増加額に相当する額を負担し、なお不足する額について別表の規定により構成市町が負担するものとする。」というただし書きでございますが、これにつきましては改正前の第14条の第2項第2号で、これは消防の方なんです、第2号でうたっております。

それから、第3号でも、これは衛生の方なんです、そちらでも同じようなただし書きでうたっておりますが、これにつきましては、特別負担金としまして、例えば消防の関係でございますと、消防自動車を買いました、それを例えば柴田町に配備しましたということになると、交付税の算定で補正があります。その分については広域に入れなさいと、そして除いた額を構成市町の負担割合で割り戻して負担してもらいますよというような形の引用でございます。これについては、衛生と消防のみということでございます。そういった事業補正があった場合は、負担をして、それを除いた額で負担割合で負担するというような内容の条でございます。

その関係で、改正前の第14条の第2項から、次のページの5ページになりますが、線引いてあるところまでを削除して、別表にこれを全部記述するというふうになりますので、別表の方は後でご説明しますが、そういった内容でございます。

それから、第15条でございます。第15条仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金の設置というようなことでございます。ご案内のとおり仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金につきましては、県が1億円、市町が9億円ということで、10億円の基金を積み立てているわけでございますが、従来は基金を取り崩すことができないというような形にしておりました。今回改正によりまして、追加して、基金を取り崩すことができるというふうに改めるものと、前後しましたが、第15条の第3項で改正前は住民基本台帳法第5条というような記述がありました。住民基本台帳法の第5条につきましては、住民基本台帳の備えつけを市町村に義務づけるものでありまして、この第5条の引用は不適切であるということでございますので、これを削除するものでございます。それで、平成2年10月1日における住民基本台帳人口ということで十分に網羅できるということでございますので、「基づき住民基本台帳に記載されている者をいう。」というような形で記述を変えてございます。第5条を削除したということでございます。平成2年10月1日における住民基本台帳人口ということでありますが、当然でございますが、このときに出資割合で出資しておりますので、この平成2年10月1日の人口をそのまま引き続き、今でも負担割合ということで、現在の人口で負担割合にしますと、柴田町の場合は人口がふえていますので、出資した額よりも多くなるというのでは困りますので、

当時の出資した平成2年10月1日の人口で現在も負担の区分をしていると。ちなみに、柴田町分でございますが、1億6,938万円の柴田町の出資分というふうな形になってございます。

前後しましたが、第4項でございますが、先ほどご説明しましたとおり、ただし書きを追加します。「ただし、出資金について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により当該市町の議会の議決を得た場合は、この限りでない」、取り崩すことができないというふうになっておりましたが、市町の議会の議決をいただければ取り崩すことができるというふうに変更するものでございます。なぜ取り崩すことができるというふうに変更するかと申しますと、仙南芸術文化センター、えずこホールであります。ご案内のとおり県管理から仙南2市7町の市町管理になったことによりまして、今後ホールの修繕等々費用がかかるということでございます。そういった修繕等の費用にこの基金を取り崩して、おのこの市町も財政的にも大変だということでございますので、基金を取り崩して修繕というふうに充てていきたいという考え方で、取り崩すことができるというふうに変更させていただくという内容でございます。

次に、先ほどご説明しましたが、別表で全部網羅するというので、6ページ、7ページ、8ページ、9ページに、10ページまでですか、別表が示されております。ほとんど従来の条文、規約等々変更がありませんが、第1番目の組合の管理運営並びに第3条第1号、第2号及び第3号に事務に要する経費、これは一般の広域の経費でございます。それから、次の第3条第4号、第11号及び第12号の事務に要する経費、これは消防関係、それから液化ガスの保安の確保とか火薬の立ち入りとかというような費用に係る分の負担割合を示しております。それから、第3条第5号及び第6号の事務に要する経費、これが衛生費関係でございます。下に書いてありますが、白石衛生センター、角田衛生センター、大河原衛生センター、村田衛生センター、柴田衛生センター等々の構成市町と負担割合をここに記述してございます。これは、改正前と変わっておりませんので、省略させていただきたいと思っております。

次の8ページでございます。

8ページにつきましては、(仮称)仙南クリーンセンター、ごみ処理施設の建設に要する経費。これにつきましては、全市町というふうに変更いたします。均等割100分の15、人口割100分の35、実績割100分の50というような形でごみ処理建設事業に要する経費の負担割合ということになります。それから、管理運営に要する経費の割合でございますが、これも全市町というふうになっております、2市7町でございますが、均等割100分の15、実績割100分の85というような内容でございます。今回、これが新たに改正になるものでございます。それから、仙南リサイクルセンター、仙南最終処分場、白石斎苑、七ヶ宿斎苑、あぶくま斎苑、柴田斎苑、

川崎斎苑につきましては、従来のと通りの構成市町及び負担割合となっております。

それから、動物焼却施設でございますが、これが変更でございます。動物焼却施設の管理運営に要する経費、全市町というふうになってございます。それで、均等割 100分の25、人口割 100分の75というふうになっております。従来は、焼却炉の整備につきましては、全町で行っておりました。ただ、焼却に係る経費等につきましては、角田、丸森のみの負担でございました。ただ、最近のペットブームによりまして、白石市と柴田町が一番持っていくのが多いんですけれども、そういった関係上、維持管理につきましても2市7町で一緒にやろうというふうなことから、全市町で負担するというふうに改正をするものでございます。

それから、次の第3条第7号及び第8号の事務に要する経費でございますが、これはえずこホールの関係の経費の負担割合を定めております。

次の第3条第10号の事務に要する経費につきましては、介護保険関係の事務でございます。これに対する負担割合、これも変更はございません。

それから、次のページ、10ページになりますが、第3条第13号の事務に要する経費、これにつきましては税の賦課徴収にかかわる部分でございます。事務でございます。これにつきましても、変更はございません。

それから、次の第3条第14号の事務に要する経費、これは障害者自立支援の関係の事務でございます。これも変更はございません。

備考といたしまして、人口割、実績割、それから移管件数割、徴収金額割、障害者手帳交付者割等々の内容、具体的な積算の基準とか、そういうようなものを備考で定めているものでございます。

次の12、13ページでございますが、これにつきましては、従来附則で（負担区分の特例）というような形で定めておいたわけでございますが、これにつきましても、先ほど説明したように別表で全部網羅しましたので、これを削除するというような内容でございます。

それでは、戻っていただきまして、議案書の方の9ページになります。

附則でございます。施行期日につきましては、19年4月1日から施行するということでございますが、ただし書きで、第5条の改正規定は、同年5月1日から施行するとなっております。第5条につきましては、先ほど説明いたしました、議員の定数の部分でございますが、今白石市の議員さんが、議長1名と、あと選出2名というふうな形で来ていますが、今度1名・1名になります。白石市の議会議員選挙が4月29日でございます。その関係上、5月1日から施行するというような形で附則で決めさせていただいているということでございます。

それから、第2項の経過措置でございますが、この規約の施行の際に現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするということでございます。現在の広域の収入役につきましては、村田町の収入役がなっております。その任期が9月末日というふうになってございますので、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするということで経過措置をうたったものでございます。

それから、10ページになりますが、前項の場合においては、この規約による変更後の仙南地域広域行政事務組合同規約第10条の規定は適用せず、この規約による変更前の仙南地域広域行政事務組合同規約第10条の規定は、なおその効力を有するというところでございますが、助役、会計管理者の設置条文のことを言っております。会計管理者ということにつきましては、先ほどありましたように村田町の収入役が9月末までの任期がありますので、それまでの間につきましては、第10条の規定を適用しないで収入役というような形で置くという内容でございます。

それから、第4項でございますが、仙南地域広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更というようなことでございます。これにつきましては、先ほど説明しましたが、別表で負担区分の特例というようなことをうたっております。それを変更するためには、この附則の中で変更しますよというようなことをうたって、そこを変更する。やり方は二通りありまして、この附則の中でこういった形で変更をする場合と、あと別で議案として提出して変更する場合、両方の事務処理ができるわけでございますが、今回は、附則の改正ということでもございますので、本則、いわゆる規約の改正に伴いまして、ほかの規約等、いわゆる附則等を改正する必要がある場合については、このような形での事務処理ができるということになっておりましたので、それを引用させていただきまして、今回それを適用して第4項で規約の変更をさせていただくというふうな内容になってございます。

以上が補足説明となります。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 議事録を読みましたが、今回のクリーンセンターの規約改正ということは、読みましたら、地権者の契約を急ぐ、急ぎたい、そういうことで枠組みを変更したいと、そういうふうに私は読みました。どうも、私も一度現場を見ましたけれども、かなり遠い距離というんですか、丸森町あたりから比べたら近いけれども、非常に不便なところにあります。そういう土地だから、土地の一応予定されている売買金額が4,000万円と、そういう数字も上がっております。しかし、土地を売るということについて、また協力金が云々ということが取りざたされておりますが、私たちにその金額は、あの議事録の中には見えておりません。

さらに、急がなくてはならないということは、多分地権者はお金が最初に欲しいということで、じゃあそのお金を支払うときに柴田町も大河原町も入っていただければいいんじゃないかというような経過が話されたことが、あそこに載っておりました。

しかし、もう一度、私たちが今、大河原町と柴田町で使っている衛生センターですね、債務負担が、たしか25年までであると。そして、その後、町長は10年間使用したいと。それで、あの衛生センターを建ててまだ15年ぐらい使えるということで、おかしいのではないかなと。例えば、今職員の人たちの給料を削減してまで財政再建に私たちがやっているわけですよ。だから、そういうことを町長がお願いしているのに、これは、あの議事録の中にも町長は賛成しているような会話は、私は載っていないような気がしたのね。ですから、これはおかしいのではないかと、何かあたりほとりに気兼ねして、2市7町の枠組みに気兼ねして、一応出すというような感じにしか見えない。

そして、本当に財政再建が3年できちんとやれるのかどうか、まだ今始まったばかりで、新たにこういう債務負担行為を考えるとというのは、これはおかしいのではないかと私は思います。こちら辺について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

さらに、人口5万人、それから400平方キロメートルの面積を擁するところは、国からの補助が受けられると、そういう話も先日いただいたばかりなので、どういうものかなと私は疑問に思うものです。町長の考え方を新たにお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これにつきましては、やはり流れというものをきちんと理解した上で話し合いをしないと、考え方がずれてしまうのではないかなというふうに思っております。

皆さんのお手元に議事録、ちょっとおくれましたけれども、広域から取り寄せまして、皆さんのところに出させていただきました。それから、流れについても、広域の方から一応まとめたあれが行っていると思います。

そうした中で、基本的に始まったのが、平成11年2月10日の第276回の理事会からずっと経緯がございます。その276回では、整備計画案というものを広域でやるというふうなことで提案がなされております。

302回、1年後ですね、12月には、大河原は耐用年数が来たら2市5町での新施設に統合するというので、当面は2市5町で角田の衛生センターを先行的にスタートさせて、後で大河原の衛生センターはまざるということも理事会で確認されている議事録が載っております。そのときの柴田の町長は平野さんでございますが、迷惑施設は広域でという発言をなされてお

ます。

305回の、また1年後なんです、13年2月7日、そのときに初めて焼却灰溶融炉は電気式の溶融炉を計画していることが説明がなされております。そのとき平野さんは、角田の宇宙センター周辺にというような発言をなされております。

320回の理事会では、14年2月8日でございますが、ここで初めてごみ処理施設計画の変更ということで、2市5町のごみ処理施設を建設して、平成19年の供用開始を予定しているということでございます。このときに初めて、新ごみ処理施設計画の概要が理事会に提出されたということでございます。これは議事録を読んでいただくとわかるんですが、なぜかといいますと、場所が決まらなかったということが川井理事長の発言で載っております。そのときに、角田の毛萱というんですか、丸森地内というところの地名が初めて14年2月8日に入っているところでございます。そのときに平野町長は、100億円近いお金がかかると、大丈夫かということだったんですが、最終的には異議はありませんと柴田の町長としての発言をしております。そのときに、場所が決まったものですから、川井理事長は仙南広域の議員にその場で連絡をさせますと。何かトラブルがあったんですね、これは河北新報だと思うんですが、その広域の議会にかけないで何かトラブルがあったので、その場で仙南広域の議員に連絡させると。うちの議員も出ております。それとともに、角田市でいろいろ骨を折ったものですから、角田市の方にも場所が決まったというところの報告をするようにという議事録が載っております。そのときに川井理事長は、1回場所を見ていただきたいというような発言もなされているところがございます。ですから、私が今度7月に当選させていただいて、議事録を読んでいただいたと思うのですが、余りにも2市5町が先行したり、それからごみ処理を最初は分離すると言っていたのが、いつの間にか一緒にするとか。また、場所についても、理事会で現場を見ていないということなので、もう少し具体的な計画を示していただかないと、柴田町の議会に恐らく1回も説明されてはいないのではないか、これは推測でございますが、それではいけないということで、全体像を15年にご説明させていただいたというふうに思っております。ですから、私としては、この柴田町の議会に全然概要が、2市5町で先行しているものですから、理事会としては一緒です。ですから、1回ぐらいはかかっているかなと思ったら、かかっていなかったということでございますので、やはり2市5町で先行されるよりも、2市7町で大枠の枠組みの中で、柴田町の町長としての発言をしなければならない。

ただ、議会に対しては、場所が初めから決まっているということであれば提案できないと。柴田町の財政状況もありますので、平成25年度と言われても、これは対応できないということ

で27年度、柴田町の財政状況が好転する27年度以降であればという発言もさせていただいております。

ですから、今回の提案に当たりましては、あくまでも場所が決まったという前提では受けられないということを再三申し上げておりました。理事会の角田市長も、柴田の町長がそう言うのであれば、一応我々も角田の議会を説得するために、いろいろ丁々発止の議論があったそうです、そういう経緯もご説明いただいて、努力をした結果、今の場所に決まったという発言もございましたので、ただ今回は、一応我々の、角田の努力も認めていただけるというのであれば、場所については初めから検討してもらってもよいという発言があったものですから、それでは議会に提案できるということで、2市7町の枠組みに入って、新たに本当に場所がそこでのいいのか、負担金はどうするのか、そこに至る搬入路ですね、これについても当時はまだ示されておりません。やっと示されましたので、そういう事務的なことをきちんと踏まえていかないと、首長だけで、えいやあと決めてはいけないという話をしていることは、議事録で読んでいただくとわかると思います。ですから、私としては、本当にあの場所でいいのかも一度検証すると。もちろん角田市長の努力というものは、これは最大限尊重しなければなりません。角田のごみ焼却炉、じゃあ柴田町でつくれと言われても、残念ながら柴田町で今からそういうことはできませんので、やはり最終的には角田、丸森のエリアの方をお願いしなければならないという立場もございます。ですから、場所、時期、機種等について、2市7町の枠組みで正式に町長が発言できる段階になったら、もう一度検証し直すという大前提で、今回規約の改正はやむを得ないという考え方で、この柴田町の議会に提案をさせていただいたところでございます。（「答弁漏れあります」の声あり）

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） すみませんけれども、答弁が漏れがあるのでお願いしたいと思います。

債務残高が、今、大河原衛生センター、これが25年まで残っております。それから、その後10年は使いたいと町長は言っています。それから、その後どうなるんだろう、柴田と大河原だけでまた建設ができるかどうか。そのときの要件としては、5万人の人口規模と400平方キロメートルの面積、これがあれば補助を受けられると、そういうことがあったと。それから、もう一つ、今財政再建が始まったばかりだということで、本当にこれは、加入しただけでお金を出す必要がないのかどうか。これがもう一つ。そこまでが、まだ答弁漏れです。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 25年というのは間違いで23年です。23年まででございます。

それで、法律が改正されたのは18年4月でございます。ですから、その前までは、この計画にのっていないと補助金が受けられないということがありますので、大前提は2市7町でない、柴田と大河原の建てかえというのはできないと。現金で建てれば別ですよ。補助金をもらって建てるということではできないと。18年4月に変わったものですから、もう一度、そのときに場所もありましたので、検証してみる必要があるのではないかとということで、柴田の町長は理事会に申し入れ……、理事会という立場で申し入れたということをご理解いただきたいというふうに思っております。5万人以上、あるいは400平方キロメートル以上ということで、循環型であれば補助金はもらえるんですが、柴田単独で残念ながらできません。そうすると、大河原と柴田の合意がないと、残念ながら進めようとしてもできないというご理解もいただかないといけないのかなと。ですから、柴田町の町長が自由にやれる裁量権はなくて、2市7町の枠組みの中、柴田と大河原の関係、その制約の中でしか動けないということもご理解賜りたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 再質問ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） それでは、仮にここに、2市7町の枠組みに入っていくとすると、平成19年から向こう10年間の柴田町からの持ち出しのお金がどのくらいになるのか。向こう10年で

す。

それから、もう1点、職員の皆さんと住民の方々にかんがりの今度負担をしていただく。手数料、使用料、それから職員には給与カット、そういう財政再建が始まったばかりで、こういうことが簡単に、町長はこうやって出しましたけれども、こういうこと、本当に住民に説明できますか。どこでどんなふうに説明していくんですか。広報で、今度こういうことになったので、これは事後承諾しなさいというんだけれども、私は今始まったばかりで町の人たちにこういうことをやって、今度町の財政が大変なんだ大変なんだ。そして、こういうものをまた持ってきて財政負担を強いる。これは私は納得いかない。もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 急に私が提案したということではございませんので、平成11年からずっと検討をされてきておりまして、その間平成14年度まで、まず議会に1回も質問されていないということに問題があるのかなというふうに思っております。それから順次、全体概要は説明させていただいておるところでございます。

平成19年度からどのくらい負担が生じるのかということでございますが、2市5町の中で時期はまだ決まっておりません。機種も決まっておりません。それが決まらないと、負担金

うなるかというのは積算できない。そういうあいまいな中でずっと理事会がございましたので、それではいかなものかということで再三広域の理事会でお話しして、なるべく柴田の議会に具体的なものが提案できるようにということで、いろいろ柴田の町長は発言をさせていただいたところでございます。ですから、25年度に建設するというのであれば、私どもは受けられないと。要するに財政が厳しくて、その前に建設費用を負担しなければなりませんのでね。これでは、残念ながら皆さんにご迷惑をかける。理事会で、2市7町で枠組みを変更して、25年度までにつくるというのがご了解されますと、23年度から負担金が生じますね。それでは、柴田町はこういう状態でご迷惑をかけるので、25年で決められたら議会にはかけられませんということで、それについても、理事会は柔軟に対応するというところでございます。私は、5年間、30年度に、もし移行できれば、26年度から財政が好転しますので、2市6町の皆様にご迷惑をかけないで柴田町の負担金は払っていけるというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） すみません。向こう10年間の負担行為が、機種とかそういうのが全然まだ決まっていないので、示すことができない。それなら私も、例えば23年まで、うちら方の衛生センターの債務負担行為があるわけですから、23年まで少なくとも待ってもいいのではないかと。最低限、やはり職員の給料カットがあります。3年間はきちんと待ってもいいんじゃないかと。そのところが、私はきちんと示されていないと、あいまいなところでオーケーというわけにはいかないと思うんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 25年度でございますので、23年度ではありません。25年度から一応供用開始ということで、その前に負担金は発生します。ですから、柴田町の財政再建上では、22年、23年、24年、25年と大変苦しい状況でございますので、25年度からスタートするという大前提で今計画がありますけれども、これをコンクリートされた案ではのれないということで、それではかけられませんということを申し上げた上で、それについても柔軟に対応するというところでございますから、2市7町の枠組みに入って、そして柴田町の主張、財政が大変困難なので、皆さんの負担金は25年度以降、事前準備で払わなければなりませんから、それを払えるような段階に延ばしてほしいと要望して、受け入れられたものですから、今回の提案となった次第でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 今の話を聞いていますと、柔軟に対応してくれるということで、のりた
いというふうに聞こえたんですが、それは間違いないでしょうか。その柔軟という線が、どの
程度の柔軟性を踏まえているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 25年度でコンクリートしたという以外の柔軟性だというふうに解釈して
おります。ですから、各理事の方々がどの程度の柔軟性というのは、何かよくわかりません。
ですけれども、理事会においては、25年度にこだわらないということでございますので、提案
をさせていただいたということです。

○議長（伊藤一男君） 9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、柴田町では今、我妻議員が言ったように財政再建のスケジ
ュールにのっかって行っている。それとあと、25年の状態においては柔軟に対応してもらえ
るんだと。そういうものを含めて、今度は町民の方に一応説明責任がありますよね。その辺につ
いては、いつどういうふうな形で住民に説明していくのかもちょっとお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田の町長単独での説明はできませんので、この規約の改正で各2市7
町の議会が承認されますと、改めて機種とか時期について再検討が始まるのだろうというふう
に思っております。ですから、ある程度素案としてできた段階には、広域の議会にまずお示し
すると同時に、多分町民に対して、2市7町の町民に対して理事会として説明していく責任が
発生するというふうに解釈しております。私も、広域の議会だけでなく、素案段階でおおむ
ね決まったら、2市7町の広域の方からも住民に知らせるように、広域の広報紙がありますか
ら、それできちんと示すよう発言をしていきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） この理事会議事録を見ますと、27年度という案も出てきているよう
なんですが、私たちが配付されたのは18年5月10日の理事会までなので、その後どうい
う話し合いになっているのか。

それから、私がこの議事録を読む限りにおいては、どうも場所も機種も余り、これから見直
しが本当にかかるのだろうかという心配が、やはりあるんです。その辺は、もう半年以上たっ
ていますから、その後の話し合いでどうなっているのか。

それから、財政ですね各市町の、この2市7町の。皆さんこの議事録にはないんですが、実
際には、この規模のものをつくって本当に負担していけると考えていらっしゃるんでしょ
う

か、首長さん同士の話し合いでそういうことは出ているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 広域の進め方なんです、やはり2市7町の理事長さん方がいるものから、あいまいというと大変理事会に失礼なんです、ほんわかとしたと、包括的など言った方がいいのでしょうか、漠然とした中での政治的な妥協というものを図っているような嫌いがございましたので、私としては、地元負担金がどのぐらいなのかと。これも2市5町の中で角田の市長が言っているんですが、全体事業費の3%だというふうに角田の市長はおっしゃるんですが、それらについてもまだ理事の中ではっきりゴーサインを出したわけではございません。もちろん各議会にも示されているわけではございません。ですから、そこもあいまい。

それから、ルートなんです、最初のころを読んでみますと、新しくできる農免農道のトンネルというのがあるんですが、大河原におりるところ、そこからすぐ近くなんだという理事会での説明なんです、近くだから我々も行って探したんですが、そこは行けなくて、遠かったんです。そのときの搬入ルート、どのぐらいかかるんだという私の要望に対して、3ルート出してきました。20億円、6億円、4億円だったと思うんですが、それについても、どうするか決まっておりません。

とにかく、ほかの理事さんは、2市7町で早く枠組みをつくって、それから機種とか場所、時期、それをもう一回検討しましょうと。というのは、当時いた首長がほとんどかわってしまって、残っていらっしゃるの、角田、丸森、川崎、村田ということなものですから、一からの話し合いになっているわけです。ですから、そういうことであれば、もう一度冷静に、町民に負担を伴いますし、各町の財政状況も大変厳しいと。精緻なものを出し合って、そして議論をしていかないと理解は得られないのではないかと。とにかく100万円、200万円の予算については、みんな頭の中で質問できるんですが、140億円となると、なかなか想像がつかないものですから、議論から外れてしまうということもございます。ですから、私としては、今の理事会の中で財政的に大変だという考えが、二、三の首長も申されておまして、柴田町だけが孤立して25年で絶対だめだと言っている雰囲気ではございません。柴田の町長が言うのであれば、我々ももう一度、その時期については25年度にこだわらずに考えなければならない財政状況だという発言をされている理事長さんも実際にいらっしゃいます。ですから、まだ具体的なものがコンクリートになっていないということだけは、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 例えば30年まで延びるとして、そうすると柴田にとってはもちろん助かりますし、ほかの市町でも助かる場所はあるかと思うんですが、この理事会の中でも角田市長が心配しているのが、今の角田衛生センターが本当にもつのかどうかと。実際に25年までも無理なのに、その先までもたせることは、まず無理だというような発言をなさっています。それは本当にそうだと思うんですよ。例えば延ばしたいということで一応延期と決めた場合であっても、もし壊れて修理不可能となれば、新たに建設せざるを得ないわけですよね。それについては、首長さん方はどのように考えていらっしゃるんですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 絶対に角田衛生センターが使えないという想定は、どの首長さんもしておりません。17、19、21と3年かけて一応補修しながら、だましながらつくっていると。ですから、将来のことについてはだれも予測できないと、期待感しかないというのが現状でございます。

それから、もう一つ、ほかの理事長さん方が急いでいるのは、角田衛生センターから出る残滓、それが近代的な施設でないために余計に出るといことなものですから、どうしても白石の、これは2市7町でやっておりますが、最終処分場が満杯になっていると。ですから、これは白石の市長に強く言われているんですが、やはり白石のことも考えてくれと。なるべく最新式の機種に変えて、角田から出る残滓、これを少なくしてもらわないと、あと最終処分場がもう一度どこかに作り直すという、また別な費用負担がかかるんだという発言もあるということも、最近の理事会の中で言われております。理事会で言われていることは以上です。

○議長（伊藤一男君） 7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） そうすると、かなりやはり難しい問題だなと思うんです。それで、例えば機種選定、今のところ140億円ぐらいでということで試算されていますが、その機種選定委員会に専門家を入れていたのでしょうか。だから、見直すときにしっかり専門家を入れて、特に今は焼却炉については技術革新は大分進んでいますよね。そうすると、この後建設する場合は、もっともっと先のことを考えてやらなくてはいけないので、最新の情報というのが本当に必要になってくると思うんです。ですから、もう一度専門家を入れての理事会を、やはり本音で語り合っただけの理事会というのがなされるべきではないでしょうか、その辺町長はどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） あと詳しくは町民環境課長からお答えさせますけれども、この機種選定

委員会は、生ごみを分離するという意味での機種選定委員会、これは東北工業大学と東北大学の先生、専門家に集まっていたいて、現在の方式、プラス溶融炉というんですか、それを提案をされたところでございます。ですから、大前提は、生ごみは別処理だと、2市5町で言っていたんです。本当はそこで、残りの2町が正式な枠組みに入っていれば、そんな今どき生ごみと燃えるごみを別々につくるなんていうのはおかしい、私なんかもし入っていたらですよ、今の技術革新において別々につくるといったら、もっとコストがかかるんじゃないかという発言ができたのではないかなというふうに思うんですが、そのときは2市5町で生ごみは別だと、別につくると、そして残りの焼却炉については、専門家がきちんと機種選定をやって、そして理事会に報告をいただいております。

これからも当然、今度は生ごみと燃えるごみが一緒になります。そのときにいろいろ技術革新があって、今までですとストーカ方式等あったんですが、今度はガス化溶融炉という新たな技術革新が成っておりますので、どちらが費用コストが安いのか、ダイオキシンが出ないのか。そして、最終的には残滓、これをいかに少なくしていくか。もちろんその大型施設が、ごみがないために余計ごみを出しなさいと、こういうことがあってはならないので、それについても専門家の意見を聞いて、そしてやっていかなければならない。そのときに、柴田の町長は入れないのでは、先行される……、きちんとやると思いますよ、2市5町の方々も。ですけれども、じくじたる思いがあるわけですね、伝えられないというか、参考意見としてしか通らないものですから。ですからこれは2市7町に入って、きちんと意見を述べる方向に方向転換をした方がいいのかなというふうに思ったところです。

ただ、前提は、あくまでも場所も時期も、白紙とは言えませんが、もう一度見直すということをして承の上で今回提案をさせていただいているということでございます。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。1番広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 白内議員の続きのようになってしまおうんですが、今の町長のご答弁の中で、施設の規模の問題で触れられたと思うんですが、実際計画が当初出た当時以降、かなり各市町でもごみの分別化というのが進んで、減量化も進んでいるというふうに思うんですが、その辺の、例えば今 140トンで70トン掛ける2の計画の数字が出されていますけれども、この規模についての議論というのは、どのようにされているんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 規模の関係でございますが、これにつきましては、可燃ごみ発生予測量に対する施設の規模の算定というふうなことで、収集人口がどうなっていくのか、そ

れから可燃ごみがどういうふうに変わっていくのかというふうなことで考えています。それで、予測の方法といたしましては、平成11年から平成15年まで5年間の収集の実績、これらをもとに推計してございます。

それで、大体15年ほどの期間で見ているわけなんですけれども、当初やはり5万1,000トンのごみ処理量というふうなことでやっております。それで、現在の稼働予定、平成25年度では約5万3,000トンということで、若干伸びていくというふうな見方をしているということでございます。

そういうことで、今までのごみの実績、それらをもとに推計してきているということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 要するに、今各市町で進めている、柴田もごみ減量プロジェクトというのをやっています、推計として、これまでよりふえてくるというのは、私はないんじゃないかなと思っているんですが。だから、その辺の議論というのは、やはり広域でも進めていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですよ。それで、やはりいずれ、町長言われるとおり枠組みが拘束されて、広域でないとなかなか新規の焼却場を建てるということではできないにしても、やはり規模の問題等をかんがみて、事業費を抑えるということも含めての議論というのがないと、実態に合わずに、結局ごみは減ったけれども焼却炉はでかいと、稼働時間は長く稼働しているけれども、実際には余り燃やしていないという事態も起こり得るのではないかと思います。この辺の考え方、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） そういうところを、やはり発言していかなければならないというふうに私は思っております。ですから、2市5町の方で先行して進められたという過去の経緯を見ますとですね。それで、理事会で2市5町で進められている分を、時たま意見を述べてきたという段階から、今度は2市7町の枠組みで、そういう将来の規模とか施設をきちんと発言できる機会が今度は確保されるわけですから、今ご懸念のように、本当に今計画している施設が、将来の予測需要で大丈夫なのかという発言も当然できるわけです。

ただ、理事会もやってこなかったというわけではなくて、14年2月8日の理事会でも、まず2市5町の先行取得で120トン、それから大河原では100トンをやっているんだと、合わせると220トンになるということの計算もありまして、なるべくごみの調査を進めて、120トンクラスにできればいいんだけど、それは難しいので、60か80なのか、要するに、合わせて現

在 220トンでやっているけれども、それを 200トンぐらいに抑えたらどうかというような話し合いも、2市5町プラス理事会の方に加わった形で討論はされております。ですから、全く2市5町も「えいやっ」とやっているわけではなくて、基本的にはやっているんですが、私から言うともっともっと突っ込む必要があるということで、その突っ込み方は、正式に入っていないとなかなか言えませんので、今回は将来2市7町でしかやれないと。というのは、大河原は2市7町の方に傾いていますので、柴田町だけ単独でやるということは、先ほど言ったように補助金がありませんから、できません。ですから、そこを考えていただかないと進まないのかなと。2市7町でしかやれる状況ではないと。大河原が乗ってくれて、今の施設に更新してくれるということであれば可能性はあるんですが、その道も今のところは閉ざされております。そうすると、柴田町単独で2市7町から抜けて、ごみ処理を、場所を探して、機種を選定してといえ、恐らくコスト的には相当な負担をこれ以上しなければならぬということでございますから、全体の流れを理解した上での議論でない、「じゃあ柴田町、勝手にやれや」と、こういうふうに、言われることはないと思いますが、そういうふうな懸念を今しているところでございます。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 今までいろいろ話を聞いて、大変悩ましい問題だなと思います。私も、きのう家に帰って、きょう賛成しようか反対しようかということで、大変悩んでいるいろいろ資料等も目を通したんですが、今まで柴田の町議会では、何回か全協なんかで資料をいただいたりして事前に説明いただいているので、状況だけはわかったんですが、やはりきょうそういう枠組みに入るか入らないかということを決しようとする、なかなか、余りにも現有設備の延命措置が、本当に30年までもつのかどうかとか、あと機種、規模の縮小はできないのかどうかとか、いろいろ時期の問題、土地の問題、余りにもあいまいなことが多過ぎて、やはり何か判断しかねるという部分が私の中にはあります。

たまたま、同じく今回決めなくてはならない大河原の議員さんなんかに聞きますと、「何か全然そんな話問題になっていないよ」みたいなね、「ええっ、そんでいいのかな」と。これは一部の人に聞いたんだから、実態はどうなのかわかりませんが、そういう意味で、非常に柴田は財政状況からして厳しい判断を迫られるというようなことで、困ったもんだなというふうに思っているんですが、先ほど町長は、枠組みに入って中身を突っ込みたいというご意見だったんですが、何かほかの町も、やはり財政が厳しいことには変わらないので、町長から突っ込んでもらって、もっと規模を縮小した形でやっていきたいという本音があるので、柴田に

入ってもらって町長にどんどん言ってもらうのを待っているのかなんてというような思いもあるんですが。

ところで、一つ、きょうどうしても決めなくてはならないということが、非常に私も心苦しいので、これは例えば、もう少しほかの町で検討してもらう、あるいは大河原にも検討してもらおうという意味で、1年ぐらい先延ばしするとか、そういうようなことは、どうなんでしょうか、状況として無理なんですかね。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町のことだけを考えれば、そういう選択の一つになるかもしれませんが、やはり平成11年から角田の市長の努力でずっと引っ張ってきた経緯もございます。その角田の市長が、自分で選考した土地についても、柴田の意見を入れて、尊重しながらも柔軟に対応していいという発言をいただいた以上、これをまた延ばすということになると、せっかく柴田町の意向を受け入れてくれた角田市の市長の努力というものに対しても、申しわけないなというふうに思っております。ですから、2市7町の枠組みでないとコスト的にもできないという状況ですね。大河原の議会の方でも、何ら問題ないということであれば、大河原はあそこから早くなくなってほしいと、その方が住民に説明するときに楽なものですからね。そういう考えがあるかどうか、ちょっとわかりませんよ。私が推測するには、なるべくそういう迷惑施設はなくなった方がいいという思いがあるので、話題になっていないのかなというふうには思いますが、そういう点も含めまして、2市7町枠組みをそろえて、今議会、3月議会にそれぞれの議会に対して一応説明をしております。柴田町だけ欠けるといって、また柴田の町長が延期するというわけには、政治的状況として、いかないし、2市7町の広域ということを考えますと、ここだけの問題ではございません。これからは、先ほど言った最終処分場の問題も当然出てきます。衛生センター、要するにし尿処理ですね、これの統合問題も出てきます。それから、斎場の問題も出てきますから、あらゆる方向に影響を及ぼすということであれば、広域的な行政を進める上で柴田の意向を一応踏まえていただいたということであれば、ここでご理解を賜った方がいいのではないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） ちょっとクリーンセンターのことから離れまして、この第2号議案、案件といたしますか、項目といたしますか、変更項目というのは、ちょっと数えますと5件なんでしょうか、6件なんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（村上正広君） 全体で10件になろうかと思います。

○議長（伊藤一男君） 5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 10件ですか。それで、ふるさと創生基金、これは今10億円あるということでしたんですが、今まではこれを取り崩して使ったという実績はあるんですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） この10億円では、果実でいろいろな文化事業をやっておりまして。ところが、その果実もだんだん少なくなってきましたので、今回えずこは県から無償譲与と、10年間たちましたら広域行政の方に無償貸与するということでございます。その無償貸与したときに、いろいろ修繕等がかかりますので、それについても、この10億円の基金を取り崩して充てられないかということが話題になっております。（「今まで使用実績はあるんですか」の声あり）

○議長（伊藤一男君） 3回終わっていますから。ほかにありませんか。19番大沼喜昭君。

○19番（大沼喜昭君） 焼却炉に関してなんですけれども、町長は25年まで延長できるという、ここの議場の中でお話しされているんですけれども、2市7町の全体会議で進められている中を、まだ進みぐあいがどのように進展いくかわからない状況の中で、確実にここで、柴田の議会の皆さんに、大丈夫25年まで延ばされるというお話はいかがなものかなというふうに私は受けとめているんですけれども、もっと余裕を持った、そこまで一生懸命頑張るんですけれども、ならなかった場合も含めますというふうなことは、お話しできませんか。なる可能性も私はあるんじゃないかと思うんですよ。町長は、2市7町を含めた合併論も、2期目の選挙の中でお話しされております。そういうものを含めると、何かやはり現況の状況を見ますと、2市5町で11年から進められていたこの計画の中で、県の主導型で、宮城県に6カ所の焼却炉を県では主導型で落ち着きをさせたいと、そういうふうな県の主導型の事業なんですね。ですから、先ほど町長が言ったように、まざらないとだめだと、大河原と柴田は後から追加される中に織り込まれたんだから、入れてもらわないと、あと柴田町単独でなんか、これはできないというのわかります。柴田町の負担28億円とか30億円と仮に言ったとしても、仮に大河原町と柴田町の現在の焼却炉が壊れてしまって、「うちらまざんないからつくるよ」って言ったって、また100億円ぐらいかかるんですよ。こんなことを、目に見えてわかっているのに、本当に25年まで、ここで言ったその言葉が、延ばされない場合どうするんですか。もう一回議会で言ったこれを、そこまで頑張りますというふうにお願いをしていきますというふうに修正しておいた方がいいんですけれども、いかがですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 25年度以降に必ず延ばしますということは、この場では言えないかと思
います。25年以降に努力していくと、これを理事会の方に持っていくという発言でとどめさせ
ていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 19番大沼喜昭君。

○19番（大沼喜昭君） やっと安心しました。何か25年まで、2市7町の理事会を度外視した、
「うちで頑張ると大丈夫だ」というふうに、こんなお話が2市7町に通ったたら、2市7町
含めた合併を訴えた町長が、何言ってんのやというふうになりますから、再度そういうこと
で、ご要望で、25年まで延ばしていただくように努力をしますということで受けとめて、終わ
ります。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。（「勘違いしてる」の声あり）町長。

○町長（滝口 茂君） 25年までつくるという前提を、25年にこだわらないで延ばすというこ
とを今言っているんですけども。（「はい」の声あり）

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。4番森 淑子さん。

〔4番 森 淑子君 登壇〕

○4番（森 淑子君） 4番森 淑子です。

仙南地域広域行政事務組合同規約第14条第2項のうち、（仮称）仙南クリーンセンターの負担
区分の部分に反対の立場で討論します。

（仮称）仙南クリーンセンター建設計画は、平成11年策定の宮城県ごみ処理広域化計画によ
るもので、平成13年度から22年度までの10年間を計画期間とするものです。平成17年度を中間
目標年度とし、本計画の達成状況等を評価し、必要な場合は本計画を見直すものとしています。

昨年、循環型社会形成推進交付金制度が創設されました。国・県・市町村が構想段階から共
同し、目標値を定めて3Rを推進するとしています。これは、これまでの広域化、大型化推進
から、地方の実情に即した柔軟な計画へと国の方針が変わりつつあるということです。大型焼
却場の稼働率の低さ、爆発事故の多発、排気ガスをまきながらごみを長距離移動させること等
を省みでの見直しと考えます。

負担区分の変更そのものに必ずしも反対ということではなく、慎重に経緯を見てからということで、本定例会で採決することに反対するものです。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番杉本五郎君。

〔17番 杉本五郎君 登壇〕

○17番（杉本五郎君） 17番杉本五郎です。

原案に賛成というのではなくて、原案でいかざるを得ないなと、こうすることで皆さんの賛同を得たいなと、こう思います。

今、反対意見の森さんから、この政策そのものには反対するのではなくて、きょうここで決めることについて反対だと、こうお話がありましたから、ああみんなこれは、この原案でいかざるを得ないという気持ちだけは持っているな、こうすることで安心をいたしました。

それで、いろいろきょうの質疑、議論を聞いておりながら考えたんですが、やはりこの問題は二つあるなと思うんです。

一つは、やはりこれから仙南のごみ処理をどうしていくのか、角田の処理場も大河原の処理場も、それぞれいずれは耐用年数が来る、建てかえなければならぬ、そのときどうするのかという方針を、きちんと今決めておかななくてはいけないのではないかと。先ほど町長からも話がありましたように、そういう面では、これから国県からの補助金をもらって、そして時代に合った処理場をつくっていくためには、やはり2市7町で行かざるを得ないな、選択肢は一つきりない、こういうことをしみじみと感じました。

もう一つは、やはり我妻弘国議員からも話がありましたが、ちょっとタイミングが悪いなという感じは、これはだれでも持っていると思うんです。非常に今この自治体も財政難です。財政難で、その上こういった負担増に耐えられるのかという心配、だれでもあると思うんです。ただ、やはりこれを1年延ばし、2年延ばしということで延ばしていくと、結果的には今度はかえって大きな負担増となって返ってくるのではないかと、こういうふうに思います。

そういう意味では、今財政難で確かにタイミング的には悪いんですけども、しかし手当てをするのであれば、早目の手当て、早目の手当ての方が、将来的にはいい結果をもたらすのではないかと、こんなふうに思います。

そういう意味で、今提案されておりますこのクリーンセンターの問題については、できれば古いのを使えるのであれば、角田も大河原も古いのを修理をして使っていけるのであれば、それにこしたことはないんですが、今限界に来ているという立場に立って、私は、選択肢としてはこれきりないな、やむを得ず原案に賛成をすると、こうすることで皆様のご賛同をいただ

きたいと思います。終わります。

○議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。原案反対の方の発言を許します。白内恵美子さん。

〔 7 番 白内恵美子君 登壇 〕

○ 7 番（白内恵美子君） 7 番白内恵美子です。

仙南地域広域行政事務組合理約の一部を変更する規約について、反対の立場から意見を述べます。

私は、（仮称）仙南クリーンセンターについて、負担市町を今回 2 市 7 町に規約変更することに反対です。

昨日、議員に配付された理事会議事録により、やっと今までの流れがつかめたところです。この流れから、当然柴田町も 2 市 7 町の枠組みに入らねばならない時期になっているのは十分に理解いたします。

しかし、私がここであえて反対するのは、本当にこの計画でよいのだろうかとの大きな疑問があるからです。比較検討するための資料として、ごみ処理施設整備化計画に係る比較検討書も提示されましたが、現在の大河原衛生センターに一本化する案も検討すべきだったのではないのでしょうか。その根拠として、平成 11 年 2 月 10 日の理事会において当時の川井理事長が、ダイオキシンについて厚生省がもっと早く情報公開をしていれば、大河原につくるときにもっと大きくつくる構想もあったという旨の発言をなされているからです。現大河原衛生センター敷地を拡大し建設するのが、一番事業費がかかりません。また、各市町からの運搬経費も、角田市毛萱に建設するより少なくて済みます。

また、焼却炉については、技術革新が進んでおり、機種を選定についても専門家を交えた検討が再度必要ではないでしょうか。新仙南クリーンセンターの計画は、理事会初め担当課長会議等、今まで時間をかけ多大なご苦労があったことは承知しつつも、この計画で 2 市 7 町が本当に財政負担が可能なのか疑問です。

我が柴田町においても、30 億円を超えるであろう負担額は、19 年度から始まる財政再建プランには一切盛り込まれておらず、再度見直しが必要となります。

今後、理事会において、各市町とも財政的な見地から十分な話し合いを行っていただきたく、今回 2 市 7 町の枠組みに入ることは延期すべきと考えます。同僚議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。原案賛成の方の発言を許します。18 番加茂力

男君。

〔18番 加茂力男君 登壇〕

○18番（加茂力男君） ただいま議題となりました議案第2号仙南地域広域行政事務組合規約の変更についての賛成討論を申し上げます。

今回の規約改正は、組合の議会の議員の定数及び選挙の方法を改めるもので、経費の支弁の方法に、仙南クリーンセンターに柴田町及び大河原町が加入し、仙南2市7町の負担構成を改めるもの。また、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、組合の執行機関の組織を改めるもの。さらに、ふるさと市町村圏基金にかかわる構成市町からの出資金の処分方法を改めるもので、条文の整備とあわせ規約の改正を行うものであります。

その中で、（仮称）仙南クリーンセンターの計画は、宮城県ごみ処理広域化計画の策定を受けて、仙南2市7町の首長会、理事会などにおいて、新ごみ処理施設整備計画が協議され、平成11年2月に2市7町で1施設を、宮城県で六つの施設でございますが、整備をするということが確認されております。

また、当初は2市5町の枠組みでスタートするが、将来的には2市7町で行うという方向性も決まっておりました。先日の一般質問の町長答弁でも述べていたとおり、今までは2市5町の枠組みの中で種々検討されておりました。今後、建設の時期や機種、建設場所、施設規模等については、枠組みの中に入り、正式に意見を述べ、反映させることができるものと思います。

先日配付されましたごみ処理施設整備にかかわる検討書では、建設費の面、ランニングコスト面等を考えると、1施設体制の方が得策であるとの見方です。これについても、今後理事会等で十分に議論されていくものであります。このようなことから、今回の規則改正は、必要であると考えます。同僚議員の賛同をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号仙南地域広域行政事務組合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前 11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第4 議案第3号 柴田町実費弁償条例

○議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第3号柴田町実費弁償条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号柴田町実費弁償条例についての提案理由を申し上げます。

町議会、選挙管理委員会、農業委員会等からの求めに応じて出頭した関係人や公聴会に参加した者に対しては、地方自治法第207条等の関係規定において、条例で定めるところにより実費を弁償することとされております。

町の現在の「証人等の費用弁償に関する条例」においては、実費弁償の額は、町議会議員相当職と規定されていますが、議員みずからの行財政改革により、県内日当等を廃止されたため、例えば県内から一般の方が関係人として参加した場合でも、日当等が支給されない状態があります。このため、実費弁償の額を定めるとともに、実費弁償の対象者についても関係法令に合わせて明文化するため、これまでの条例の全部を改正し、新たに「柴田町実費弁償条例」として制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 補足説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、証人等の費用弁償に関する条例第3条におきまして、旅費の額は議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条に規定する議員相当額とするとありますが、議会みずからの行財政改革により、県内日当を廃止したために、今回これまでの条例を全部改正し、新たに柴田町実費弁償条例として制定するものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第3号柴田町実費弁償条例。

証人等の費用弁償に関する条例の全部を改正する。

第1条、趣旨でございますが、この条例は、地方自治法第207条、公職選挙法第212条第3項及び農業委員会等に関する法律第29条第4項の規定に基づき、町の機関の求めにより出頭した関係人、参考人又は公聴会に参加した者等の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、実費弁償の対象者でございますが、それぞれ項の規定によりまして、第1号が選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人、第2号が町議会の請求に応じて出頭した選挙人、その他の関係人、第3号が常任委員会、12ページになります、議会運営委員会及び特別委員会の求めに応じて出頭した参考人。第4号が、監査委員の求めに応じて出頭した関係人。第5号が、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の求めに応じて公聴会に参加した者。第6号が、選挙管理委員会の求めに応じて出頭した選挙人その他の関係人。第7号が、農業委員会の求めに応じて出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人。

第3条ですが、実費弁償。対象者には、実費弁償を支給する。ただし、町から給料を受ける職にある者には、実費弁償は支給しない。

第2項、実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は次のとおりとする。

鉄道賃、船賃及び航空賃につきましては、運賃実費。車賃につきましては1キロメートルにつき15円。日当、1日につき2,600円。宿泊料が1夜につき1万3,000円。

第3項ですが、前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法については、町の一般職の職員の例による。

第4条、委任ですが、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） なしと認めます。

これより議案第3号柴田町実費弁償条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 柴田町交通安全条例

○議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第4号柴田町交通安全条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号柴田町交通安全条例についての提案理由を申し上げます。

本町の区域における交通事故の発生件数は、平成14年から18年まで5年間連続して200件前後で推移している状況です。その原因として、町内を国道2本、県道9本が通り、交通量が多いことや大型店舗の増加に伴う交通の集中していること、加えて社会問題化している飲酒運転による事故や、運転者及び歩行者の交通ルールの遵守の欠如、交通マナーの低下などが考えられます。

人命尊重の理念に基づき、交通事故のない安全で安心な住みよいまちづくりに向けて、町、町民、交通安全機関及び団体が一体となり、町総ぐるみで取り組むため、このたび交通安全意識の向上を基本方針とした「柴田町交通安全条例」を制定するものでございます。

なお、策定する過程において、柴田町交通安全対策協議会を開催し、パブリックコメント制度を活用して、町民の皆様から意見をお聞きし、条例に反映させております。

この条例の制定については、平成18年8月に大河原警察署長からの要望があり、近隣の町とも連携を図って交通事故のない社会を目指すものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、ただいま議題となりました柴田町交通安全条例の制定についての補足説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由で申し上げたとおり、本条例を制定するに当たりまして、本町の区域における交通事故発生状況等の実態に合わせまして、町、町民、交通安全機関との連携を図った上で、交通安全意識の高揚を町ぐるみで取り組みまして、交通事故の減少をさせるために、本町の交通安全に関する基本的な方針といたしまして策定するものでございます。

それでは、議案書の13ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号柴田町交通安全条例でございます。

第1条は目的でございます。この条例に規定している事項という事柄でございますが、交通安全対策基本法第4条に基づきまして、地方公共団体の責務の規定が定められてございます。それに基づきまして、町、町民の役割と責務をお示するとともに、交通事故の防止を図るため、交通安全機関及び団体が一体となりまして、交通安全教育、交通安全広報啓発活動等の推進に努めるものでございまして、よって安全で安心な住みよいまちづくりに寄与するということを目的としております。

第2条は、町の責務でございます。第1条の目的達成を図るために、交通安全意識の高揚を図り、交通安全の確保に関することを規定しているものでございます。第2項といたしまして、施策の実施に当たりましては、交通安全機関及び団体、警察署との緊密な連携を図りながら実施をすることを規定してございます。

第3条は、町民の責務でございます。交通安全は、町民一人一人が自身の問題として考えていただきまして行動することが非常に重要でございます。加えて、法令を遵守し、交通安全の実践に努めること。また、町が実施する交通安全に関する施策に協力をいただくことなどを規定するものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

第4条は、交通安全教育の推進でございます。交通安全に関する知識の普及、交通安全意識の高揚を図るため、幼児、児童生徒、高齢者等の弱者を対象とした交通安全教室の開催、教育の推進を図ることを規定してございます。

第5条は、飲酒運転の根絶でございます。飲酒運転は重大な犯罪で悲惨な結果をもたらしますので、飲酒運転を社会から根絶するため、第1項は町、第2項は町民、第3項は飲食店を営む者がそれぞれ努力することを規定してございます。

第6条でございます。シートベルト等着用の徹底でございます。交通事故の発生状況を踏まえた場合に、重大事故に巻き込まれる危険性が考えられます。生命を守るための装置といたしまして、シートベルト、チャイルドシート、乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、交通安全団体と連携し、広報活動の推進を図る規定でございます。

第7条でございますが、携帯電話等の使用禁止でございます。これにつきましては、平成16年11月から道路交通法の一部が改正されてございます。自動車、原動機付自転車を運転する場合、運転中における携帯電話を使用すること自体が禁止されてございます。重大事故を招く原因となるため、使用禁止の徹底を図るために交通安全団体と連携しながら、広報啓発活動の推

進を図る規定でございます。

第8条でございます。良好な道路交通環境の確保等でございます。これにつきましては、交通安全を確保するため、交通安全施設等の整備を図りまして、道路交通環境に努めるものの規定でございます。第2項といたしましては、道路交通環境を良好に保つため、必要に応じまして他の機関に対して必要な措置を求めることを規定したものでございます。

第9条は、広報啓発及び情報の提供でございます。町は、町民に交通安全に関する広報啓発活動を行いながら、必要な情報を提供する旨を規定したものでございます。

第10条でございますが、交通死亡事故防止対策でございます。町が交通死亡事故防止に関して果たすべき具体的な責務といたしまして、交通死亡事故が連続的に発生した場合の対処について規定したものでございます。

第11条でございますが、委任でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

附則でございます。この条例は、平成19年4月1日から施行すると定めるものでございます。

議案については以上でございますが、関係資料といたしまして、柴田町交通安全条例規則（案）をお配りしてございます。4月1日の条例施行までに若干文言等々の修正がございましたら、それらを精査しながら、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上で、議案第4号の柴田町交通安全条例についての概要について説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 非常に立派なすばらしい条例ができたなというふうに思っております。

この条例そのものに対して異論はないんですが、要は、この条例が町民によく周知されて、町民の一人お一人がこの条例に基づいて、よく交通ルールを守っていくということに尽きるんだと思うんです。したがって、町民に対して、こういう条例ができたんだということを、これから周知徹底するための広報をしなければいけないだろうと思うんです。第9条に広報のことがいろいろ出ておりますが、町としてはどのような形でこの条例を町民に対して広報、啓発、啓蒙を図っていくのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。

実は、提案理由でもご説明申し上げましたけれども、交通安全対策協議会におきまして、いろいろこの条例につきまして、骨子等々についてご意見を賜りました。その中でも、今後やは

り第1点は、わかりやすい条文にしてくださいというふうな要望がございました。あともう一つは、周知徹底を図るために、町民の方々にそのようなパンフレットをつくるなり、こういうふうな条例ができたというふうなことで、あとやはり、一つはルールを守ってマナーアップをするということが非常に大きなテーマでございますので、そういった事柄もきちんとわかるように広報してくださいというふうな要望がございました。

それで、私どもといたしましては、それらを受けながら、まず広報紙の中でご紹介を申し上げます。あともう一つは、ホームページの中でも当然掲載をしていきたいというふうなこと。それから、わかりやすいパンフレットと申しますか、これから春の交通安全週間が入ってまいりますので、それらにあわせながら、そのようなパンフレットと申しますか、リーフレット的なものをつくって、その都度啓蒙活動と一緒に配布していきたいというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） ことは19年度でありますので、こういう条例ができて、とりあえずことはいろいろなことを考えて周知徹底しなければいけないだろうと思いますが、ひとつ実効の上がるように、ぜひお願いしたいというふうに思います。これは要望でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 大変いい条例じゃないかなと、こういうふうに思うわけですが、いろいろな条例等書いてありますけれども、罰則はこれは全然ないんですね。前に、やはり飲酒運転についての、ここで議論されたことがあるんですけれども、罰則はないけれども、交通の違反に対して、裁判所で出たものを尊重して町は対応するということになっているわけですが、仮にですよ、町長、聞いてください。いいですか、うちら方の職員さんが、本当に魔が差したとよく言うようなことで、捕まっちゃった、事故は起こしていない。そのときに、今の世の中の流れでは、一発免職、そういうふうになる可能性もあるのね。だけれども、いろいろその人の家庭状況、いろいろな環境を考えたら、免職にはちょっとなあ、かわいそうだなあ、こういうふうになる可能性だってあるわけです。町長の考え方だけ伺っておきます。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 職員の事故を起こした場合、飲酒運転等々ですね。やはりその場その場の家庭の事情等を考慮していたのでは、公平性に欠けるということで、自動車運転事故等職員の懲戒等に関する基準内規というものをつくりまして、だれが該当しても同じ適用になるように基準をきちんと定めているところでございます。酒酔い運転の場合は、人身事故、物損事故、違反行為については、すべて免職ということになっているところでございます。ですか

ら、ここを情状酌量を考えますと公平性に欠けるので、とにかく酒は飲んだら一発免職ということの基準を内規できちんと定めて運用させていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号柴田町交通安全条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 柴田町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第5号柴田町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号柴田町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、学校教育法の一部を改正する法律の公布に伴うものでございます。

改正の主な内容は、心身障害児就学指導審議会について、「心身」の文言を削り、「障害児就学指導審議会」に改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） それでは、議案第5号柴田町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

ただいま提案理由を申し上げたとおり、今回の社会教育法等の一部を改正する法律が、平成18年6月21日に公布されております。その改正の主な内容の中で、心身に障害という表現の中

で、「心身」という文言が削除されております。それで、「障害」という文言に改正されております。現在、心身障害児就学指導審議会では、審議対象とされる障害児が心身障害児だけでなく、学習障害児、注意欠陥多動性障害児、高機能自閉症児という心身障害児に該当しない障害を持った児童も障害児として審議対象になっており、また社会的表現にも配慮されて「心身」という文言が削除されていますので、今回本条例においても、心身という文言を削除する改正を行うものでございます。

また、関係準則に応じた関係条項を追加し、明確にするものでございます。

それでは、議案書の17ページをお開き願います。

議案第5号柴田町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するということで、その一部を次のように改正するということで、改正前、改正後ということでご説明したいと思います。

まず、この改正によりまして、条例題名が柴田町心身の「心身」が削除されまして、柴田町障害児就学指導審議会条例という条例名ということになります。

第1条の設置等。この中の条文中の心身に障害のあるという「心身に」という言葉を削除しまして、第1条、教育委員会の諮問に応じ、障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学児童に関する重要事項を調査審議するため、柴田町障害児就学指導審議会を置くというような改正でございませぬ。

続いて、第1条の第2項につきましては、関係準則に応じまして、今までこの2項はありませんでしたが、常に審議会から教育委員会に意見を述べるということを明確にした条項を追加するものでございます。

それから、附則としましては、この条例は、平成19年4月1日から施行するということをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 実は、その文言なんですけれども、前にも柴田町障害児の「害」を平仮名にしたらどうかと。しかし、まだ国がそういうことを決めていないので、この「害」を使っているという答弁があったんですけれども、町単独でこの「害」を平仮名の「がい」というふうにはできないものかどうか、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） この改正に当たり、関係法令、上位法が改正されたのが学校教育法、それから障害児自立支援法、それから児童福祉法、それらの条文の中では、この障害児

という害という漢字で書かれていると。それらの文言の整合性を図る上では、この漢字での表現でいろいろな文書整理等も踏まえて、いいかと思えます。

ただし、町でつくる条例で、それを平仮名にということは、それは可能かとは思えます。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻議員、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号柴田町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第6号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第7号町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第6号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

議案第6号につきましては、監査委員の報酬を日額から月額に、農業委員会会長の報酬を月

額から年額にそれぞれ改めるものでございます。また、議案第5号においてご審議いただきました、審議会の名称変更に伴う委員名を変更するものであります。

議案第7号につきましては、監査委員、農業委員会会長の報酬額に対し、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間の特例期間に限り、議案第6号で定めた報酬額を5%削減するものであり、また議案第6号と同じく、審議会の名称変更に伴い、委員名を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 補足説明を申し上げます。

議案書の19ページでございます。

議案第6号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

今回改正するのは、監査委員及び農業委員会会長の報酬の額であります。

まず、監査委員の報酬は、現在日額報酬であります。住民の行政運営への高まりを背景に、監査委員に対する期待も多く、町の財務管理に関する監査のみならず、事業の経営管理や、その他の行政運営を監査するなど、日ごろから公正で合理的な行政運営が確保されているかを念頭に、監査の職務を遂行していただいております。このようなことから、現行制度では、監査実施日のみの職務の遂行と責任と受けとめられかねず、住民からの期待とは異なった報酬制度となっております。

また、議会行財政改革特別委員会からのご提言もあり、今回日額報酬から月額報酬へ改めるものです。

額につきましては、これまでの年間実績額や周辺市町などの報酬を参考とし、識見を有する者につきましては、日額1万900円を月額9万3,000円に、議会選出による者の日額9,900円を月額5万6,000円に改めるものです。

次に、農業委員会会長の報酬は、現在月額報酬であり、その月額は6万3,100円です。仙南2市6町の会長は、いずれも議会には出席しておらず、柴田町も今定例会から出席要求がなくなったこと、報酬は月額、年額が2市6町ではそれぞれ半々となっております。抜本的に今回見直すこととしたものでございます。

改正の算定につきましては、近隣市町の委員会で管轄しております耕地面積、農家数、年金

受給者数などを比較検討し、また委員と会長の比率なども参考とし、年額34万 8,000円に改めるものでございます。

20ページをお願いいたします。

議案第5号で議決いただきました法改正によりまして、心身を削除し、障害児就学指導審議会委員に改めるものです。

附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。

続きまして、21ページをお願いします。

議案第7号町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を次のように改正するものです。

平成18年第4回定例会で議決いただきました町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例中、議案第6号で説明いたしました監査委員、農業委員会会長の報酬を、財政再建プランに基づきまして3カ年に限り5%削減し、改正するものでございます。

まず、監査委員の識見を有する者の、この表は前の特例条例になっておりますので、日額1万300円を月額8万8,300円となっておりますが、前条例で比較しますと9万3,000円を8万8,300円に、議会選出による者の日額9,400円を月額5万3,200円、これも前条例で比較しますと5万6,000円を5万3,200円に改めるものでございます。

22ページでございます。

農業委員会会長の月額5万9,900円を年額33万600円でございますが、前条と比較しますと34万8,000円を33万600円に改め、審議会の名称を障害児就学指導審議会に改めるものでございます。

附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） すみません、不勉強なもので、19ページの監査委員とこちらの監査委員と、どういうふうが違うんだか。

それから、識見を有する者の月額9万3,000円、それから議会選出による監査委員月額5万6,000円、こうなっていますけれども、この算定基準をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 議案第6号と第7号の監査委員は同じであります。これまでの条

例の制定上、先ほど言いましたように議案第7号は、12月議会で特例条例として出しております。その特例条例を改正するという内容で、監査委員につきましては同じ監査委員でございますが、いわゆる12月は特例条例で提出したということでこういうことになっております。

それから、監査委員の額の算出でございますが、それぞれ識見を有する者、それから議会選出者ということで、これまでの出席の実績に基づきまして、年間幾らという額を出しております。それを12カ月で割り戻ししまして、月9万3,000円、それから5万6,000円ということで出しております。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻君。

○10番（我妻弘国君） わかりました。算定基準なんですけれども、例えば今監査委員に求められているのは、本来ならば入札に関しても監査委員がきちんと立ち会って、それから結果を検証する、そういう役目も、本当は監査委員も持っているはずなんですよ。ところが、現状は、どうもおかしいんじゃないかぐらいの監査報告になっているわけです。本来ですと、例えばこの月額、計算して年額を出して割ってこういう金額に出したと。これはちょっと、もう一度検討する金額ではないかなと、こういうふうに思います。議会選出による議員の報酬に関してでも、やはりもう一度検討してしかるべきではないかなと、こういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 先ほどちょっと説明不足だったんですが、いわゆる17年度の実績、それから18年度の1年間の見込額から2カ年間で割り戻して出しております。

それで、近隣市町も比較しますと、例えば白石、角田はちょっと高いんですけれども、名取、岩沼で12万円、いわゆる識見者ですね。亘理、山元では、7万円とか6万8,000円。それから、議会選出の関係でございますが、これも白石、角田は、逆に白石が4万500円、角田が6万3,000円、名取、岩沼が7万5,000円、7万2,000円、それから亘理、山元が4万6,000円、4万4,000円ということで、今回提出しておりますのが5万6,000円ということになってございます。そういったことから、こういう額をお願いしたということでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 例えば月額と、こういうふうになりますと、賞与なんかは入るのかどうか。普通、例えば月額でいきますと賞与も考えられるのではないかなと、こういうふうに思います。識見を有する者は、私はもう少し高くあってもいいんじゃないかと。そして、議会の選出の者は、もっと低額でもいいんじゃないかと、こういうふうに考えるところですが、いかが

でしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 実際は、賞与は入っておらないんですけども、またこの額につきましては、それぞれ監査委員さんに了解といいますか、お話しさせていただいて、今回お願いしたという経緯でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

議案第6号特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第9、議案第8号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

町長、助役、教育長及び職員に関する外国旅行の旅費については、昭和63年4月と平成3年

4月に改正を行いましたが、その後、これまで15年以上改正されておりませんでした。この間社会情勢も変化し、時代に即した旅費支給であるべきと考え、国が法律で定める国家公務員の基準及び宮城県の条例に沿った形で外国旅行の旅費を見直し、関係条例であります柴田町長等の給与及び旅費支給条例、柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例、柴田町職員等の旅費に関する条例について、それぞれ改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 補足説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由で申し上げましたが、外国旅行の旅費につきまして長い間改正がなされませんでした。社会情勢の変化等によりまして、今回、国家公務員の基準及び宮城県の条例に沿った内容に改正するものでございます。

23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例。

本条例につきましては、第1条が町長等の、第2条が教育長の、第3条が職員等の関係の条立てとなっております。

それでは、第1条、柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

第1条から第2条、第3条、それから24ページ、お願いします。第4条、第5条までにつきましては、条文の文言の整理並びに見出しの改正等でございます。

別表第2、内国旅行の旅費につきましては、（第3条関係）をつけ加えております。

別表第3、外国旅行の旅費（第3条関係）でございますが、改正前につきましては、それぞれ町長、副町長とも日当、宿泊料が一律の額になってございます。それを別記1ということで、25ページに別記1（改正後）ということで、1日当、宿泊料及び食卓料ということで日当、宿泊料につきましては、各国、各地域での物価水準等の関係で指定都市、甲地方、乙地方、丙地方ということで4段階に定めてございます。指定都市で申し上げますと町長が8,300円、副町長が7,200円、それから宿泊料の指定都市で申し上げますと町長が2万5,700円、副町長が2万2,500円、食卓料につきましては、町長が7,700円、副町長が6,700円という内容になります。

備考でございますが、指定都市とは、町長が規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として町長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外

の地域で町長が規則で定める地域をいい、丙地方とはアジア地域（本邦を除く）中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として、町長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で町長が規則で定める地域をいい、乙地方とは指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く）をいう。

2 としまして、船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。とするものでございます。

別表第3の2でございますが、支度料及び死亡手当ということで申し上げます。旅行期間1月未満について申し上げます。支度料でございますが、町長が12万円を8万6,240円に、副町長が11万円を7万8,160円に改めるものでございます。また、死亡手当につきましては、町長が90万円を64万円に、副町長が80万円を58万円に改めるものでございます。

続きまして、26ページ、お願いいたします。

第2条でございますが、柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましても、第1条、第3条、第4条、第5条、第6条につきましては、条文の文言の整備並びに見出しの改正等でございます。

別表第1、内国旅行の旅費（第4条関係）をつけ加えるものでございます。

別表第2、外国旅行の旅費（第4条関係）でございますが、これもこれまで一律だったものでございますが、28ページの日当、宿泊料、食卓料、それぞれ日当、宿泊料につきましては指定都市、それから地域ごとに定めるものでございます。また、額につきましては、前条の副町長の額と同額となっております。

備考の内容も同一となっております。

27ページの別表第2の2、支度料及び死亡手当でございますが、旅行期間1月未満について申し上げます。教育長の支度料ですが、11万円を7万8,160円に改めるものでございます。それから、死亡手当80万円を58万円に改めるものでございます。

続きまして、28ページ、お願いします。

第3条でございます。柴田町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正するという事で、別表第2、外国旅行の旅費でございます。この日当、宿泊料、食卓料につきましては、6級以下の職務にある者ということで、全部同じになってございますが、国・県の制度によりまして、29ページの最後の方なんです、別記3（改正後）ということで、それぞれ職務級ご

とになってございます。3級以上2級以下ということで、これも指定都市あるいは地域別になってございます。日当の指定都市で申し上げますと、3級以上が6,200円、2級以下が5,300円。それから、宿泊料でございますが、指定都市が3級以上が1万9,300円、2級以下が1万6,100円。それから、食卓料につきましては、3級以上が5,800円、2級以下が4,800円。それから、2の支度料及び死亡手当でございますが、これも職務で一律になってございましたが、これも国・県の制度によりまして6級の職務にある者、5級又は4級の職務にある者、3級以下の職務にある者という区分に細分化されております。旅行期間1月未満を申し上げますと、6級の職務にある支度料でございますが、6万6,030円、5級又は4級ですが、6万1,990円、3級以下が5万3,900円、それから死亡手当につきましては、6級の職務にある者が49万円、5級又は4級が46万円、3級以下の職務にある者が40万円となっております。

30ページの備考につきましては、前条、前々条と同じ内容となっております。

附則としまして、施行期日ですが、第1項、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第2項は経過措置でございますが、第2項につきましては施行前の分、施行後の分の取り扱いを定めております。

第3項につきましては、いわゆる施行日をまたいだ旅行について定めておるものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 柴田町長、それから教育長、それから職員の海外出張といいますが、旅行の実績を知りたいんですが。直近五、六件ぐらいそれぞれ、その出張の回数、期間、目的、わかったらお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 実績ということでございますが、町長、副町長、教育長は、ここ最近は全くございません。それで、職員について、これは財団法人宮城県市町村振興協会というところで、県内の市町村の職員が海外研修に行くということで、柴田町も1名、毎年その研修に参加しております。昨年ですと9月の末から10月初めでございます。おおむね9泊10日間ぐらいの研修でございまして、その研修の内容も、例えば海外の市役所に行って研修したり、地域のイベントに参加したりということで、いわゆる9泊するんですが、そのうち6カ所か7カ所ぐらいの研修の場所で研修して帰ってきているという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 職員が研修で出かけていらっしゃるということなんですが、その成果と

か報告なり、皆さんにお知らせしていただいているのかどうか。

それから、今、直近のと申し上げたんですが、町長とか教育長とか、最近ないということではなくて、最近からさかのぼって数件、目的等を知りたいわけなんです。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） そうですね、さかのぼるといいますと、姉妹都市の中国の丹陽市、その関係での出張ということになるかと思えます。

職員につきましては、すべて報告がありまして、今現在、職務で仕事している内容も大分含まれておりますから、それを職場で生かしているというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 職員の研修については大いに結構なので、これはできれば続けていただきたいというふうに思います。

あと、町長等の海外出張はほとんどないということなので、実質的にこの今回の議案、余り実態的には利用されないような部分があるかなと思いますので、これから支度料に関して修正案が出ますが、私も提案者の一人として名を連ねております。ぜひこの辺も審議の方よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 私は、支度料じゃなくて、その下の死亡手当についてちょっとお伺ひしたいと思います。

町長が一番の死亡手当が大きい方です。その次、教育長、それから助役ですね。ところが、職員がずっと下がっているんですよ。これはちょっと私は解せない。やはり一生懸命町のために役場のために、こういう命令を受けて行くわけです。そこで事故が起こったときの死亡手当ということですから、私は亡くなったときは、やはり同じような金額でいいんじゃないかなと、こういうふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 我妻議員のご質問、そのとおりなのでしょうけれども、ただ国の規定とか県の規定に準じてやっているものですから、そういう額でお願いしたということでございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。3番水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 今、研修ということですが、たしかことしですか、中学生アメリカ派遣とかというときに職員もついていかれると思うんですが、これも当然適用されるという

ことですよ、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 19年度、まだ予算審議されておられませんけれども、19年度に国際交流ボランティア事業ですか、中学生をシアトルの方に派遣するわけですが、そちらの方に対する補助金が200万円見ております。その200万円の中で職員と、あと随員1名、2名分をその中で対応するというようになっております。大変失礼いたしました。チャレンジ事業です。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

議案第8号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例に対し、杉本五郎君外4名から別紙の修正案が提出されております。本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。17番杉本五郎君。

〔17番 杉本五郎君 登壇〕

○17番（杉本五郎君） 17番杉本五郎です。

ただいま議題になっております議案第8号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例案に対し、次の理由により、次のとおり修正することをご提案申し上げます。

まず、今回のこの第8号議案は、第1条、第2条、第3条と3条から成っております。このうち第1条と第2条は、いわゆる町長と副町長、それから教育長の規定になっております。それで、第3条が職員の規定になっておりますが、職員の規定に関しては、修正なしということで、第1条、第2条にかかわる町長、副町長、教育長の外国旅行の際の支度料についての修正案、こういうことをご提案を申し上げたいと思います。

ただいまの質疑の中でも明らかになりましたが、町長あるいは副町長あるいは教育長、これまでも1カ月以上、あるいは3カ月以上にわたって外国旅行するということはなかったわけです。そして、これからは恐らくないだろうと、こういうふうに思われます。

しかしながら、ここにこうやって載っているということはどういうことなのかというと、これは先ほど町長や総務課長が話をされましたように、国家公務員の規定と、それから県の制度というんですか、それをそのまま取り入れたために柴田町にふさわしくない条例になっておると、こう私は思います。

特に、町長は、施政方針の中で、人まねではだめですよと、他人のまねごとだけをしてはいけない、柴田町に合った仕事をしなくてはならないと、こう言っておりますから、こういった

条例も、やはり国でやっておるから、あるいは県でやっておるからということで、決してふさわしくない規定をつくっていいのかどうか、大変疑問に思います。きのうの一般質問の中でも、町長は「柴田町の身の丈に合った」と、こういうことをよく口にされました。条例も、やはり身の丈に合った条例でいいんでないか。こういうことから、まずこの町長、副町長、それから教育長の1カ月以上にわたる外国旅行は現実にそぐわないと、こういうことで私は、これはカットすべきであると、こういうことで修正をするものです。

それから、1カ月未満の短期の旅行なんですが、これについても、先ほど総務課長の話では、そう滅多にないという話をされましたが、ただ、今の町長のときは恐らく1回きり行っていないと思いますけれども、前の町長のときは、かなり行っているんですね、アメリカにも行っていましたし。その都度支度料を出しておったのでは、これはいっぱい旅行かばんだけが家の中にふえてくるのではないかと。私は、こういった、今は外国旅行なんていうのは、既に生活の一部になっておりますから、そんなに1週間や10日外国に行くからということで大げさな支度をしなくてはならないという理由は、三役には見当たらないかと、こういうことで三役については、私は支度料は一切必要ないと、こういうことでの修正案を提出したいと思います。

ただ、職員については、先ほども話がありました。それから、国家公務員なんかでも、これらから恐らく長い期間外国に行って研修をするという、国際人を目指した職員の育成ということが必要になってくるのではないかなと、こんなふうに思いますので、私は大いに職員については外国を目指して研修をしてほしい、こういうことから職員の支度料については手をつけないと、こういうことで、皆さんにお手元に差し上げておりますような内容で修正をしたい。

読み上げてみますが、第1条中別表第3第2号を次のように改めるということで、修正前の支度料、一切なくしまして、死亡手当、先ほど命に値段はないんでないかという話がありました。私もそここのところは気がつかなかったんですが、そういうことで気がつかなかったものから、こここのところは命のお値段ついておりますけれども、一応死亡手当については手をつけなくてそのままと、こういうことで訂正をしたい。こういうことのご提案ですので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） これから修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

まず、本案に対する杉本五郎君外 4 人から提出された修正案について起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。修正案部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後 2 時 25 分から再開します。

午後 2 時 1 1 分 休 憩

午後 2 時 2 3 分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第 10 議案第 9 号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第 10、議案第 9 号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 9 号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成 18 年 8 月に出された国の人事院勧告及び平成 18 年 10 月の宮城県人事委員会勧告による扶養手当の改正並びに地方自治法の一部改正により新たに設置されることとなる「会計管理者」を給料表 6 級に明記すること等についてのものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 補足説明申し上げます。

議案書の31ページでございます。

議案第9号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第8条、給料の調整額につきましては、文言の整理でございます。

第9条につきましては、扶養手当でございます。第3項、改正前では2人までについてそれぞれ6,000円、その他の扶養親族については1人5,000円とするものを、1人につき6,000円、いわゆる2人でも3人でも1人につき6,000円というふうに改正を行うものでございます。

それから、32ページをお願いします。

別表第2でございますが、級別職務分担表におきまして、第3級が、改正前では1と2に分かれておりますが、同じような内容でございますので、これを一つにまとめたということでございます。また、6級の職務につきましては、新たに会計管理者の職務を追加するものでございます。

附則。この条例は、平成19年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第11、議案第10号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が2月21日公布されたことに伴うもので、改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を53万円から56万円にするものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（手代木文夫君） それでは、補足説明申し上げます。

今回、厚生労働省の国民健康保険法施行令、昭和33年政令第362号第29条の7、市町村の保険料の賦課に関する基準第2項第10号及び同条第3項第6号の一部改正が行われます。政令が平成19年2月21日に公布され、平成19年4月1日より施行されることになったことにより、柴田町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

賦課限度額は、今現在のものが平成9年に引き上げられた以降、同額で推移しておりました。今回、健康保険の標準報酬の最高等級上限が引き上げられたこと、あともう一つは、保険料算定での賦課限度額を超える対象者の割合がふえたことによるものなどの理由によりまして、今回改正するものであります。

それでは、33ページをお開き願います。

議案第10号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

今回、第2条の課税額、通常課税限度額、それが「53万円」から「56万円」と3万円を値上げするものであります。同じく第13条、国民健康保険税の減額、これも「53万円」から「56万円」に改正するものであります。

附則といたしましては、1項、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2項、改正後の柴田町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

これで補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。まず、原案反対の方の発言を許します。1番
広沢 真君。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

○1番（広沢 真君） 1番広沢 真です。

本議案は、国の政令による条例の一部改正です。国民健康保険税の基礎課税額を3万円も引き上げるものです。

昨年定められた医療改革法、私の一般質問でも取り上げたとおり高齢者を中心に新たな負担増が押し寄せてまいります。そしてまた、ことし1月からなくなっている定率減税も含めた負担増が、ことしの6月の税の確定に向けて控えています。その意味でも、町としても、恐らくは税の確定後、町民からの抗議や苦情も殺到することは予想されます。その意味で、町としての苦労は理解しつつ、しかし今回の条例改正に当たっては、国保の加入者の所得がふえたわけではありません。ふえた分は、そのまま負担増になります。国の政策ではありますが、町民の負担増に変わりありません。町民の命と暮らし、それを守る立場で反対の立場を表明いたします。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番大坂三男君。

〔5番 大坂三男君 登壇〕

○5番（大坂三男君） ただいま議題となりました柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

ご承知のとおり国民健康保険事業は、相互扶助の精神に基づいて被保険者がひとしく保険給付を受けられる制度です。最近の医療費の伸びは著しくて、本町だけでなく、各地方自治体の国保財政は大変苦しくなってきました。安定した国保財政を維持する根幹は、国保税に頼るほかはありません。被保険者の所得に応じた負担をしていただくことにより、国民健康保険制度が運営されております。今回の改正は、先ほど説明がありましたように、国民健康保険法施行令の改正に基づくもので、しばらく据え置かれていた限度額を3万円引き上げるものであります。

本町では、ここ3年、医療費の伸びにより税率を改正してきた経緯があります。この間、低所得階層及び中所得階層の方々にとって、国保税のアップは大変な負担になってきたことと思っております。その中で、限度額以上の高所得者、高所得階層の方の国保税は据え置かれたま

まになっておりました。所得に見合う税の負担は、被保険者間の均衡を保つためにも必要と考えます。このことから、安定した国民健康保険事業を運営していく上でも、今回の改正による限度額の引き上げは、やむを得ないと思います。

今後は、さらに伸びると予想される医療給付に対し、給付と負担の公平化をお願いして、賛成討論とさせていただきます。同僚議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第12、議案第11号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴うものでございます。

改正の主な内容は、道路上における放置自転車の対策、歩行者の安全な通行を確保することができるよう、道路の占用許可に係る占用物件として、自転車等を駐車させるために必要な車どめ装置その他の器具を追加するものです。

また、電線共同溝の整備等に関する特別措置法で、電線類の地中化を促進し、安全な道路交通の確保を図るため、電線共同溝の占用を許可する仕組みが整備されました。これらの改正にあわせて柴田町道路占用料条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、補足説明をさせていただきたいと思います。

議案書の35ページをお開きください。

今回の改正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、道路上における放置自転車対策による歩行者の安全な通行の確保と電線共同溝の占用を許可する仕組みが整備されたことによる占用条例の一部を改正するものです。

第1条関係ですが、占用条例に電線共同溝の整備に関する特別措置法の文言を追加したものでございます。

第2条関係でございます。第1項ですが、これも電線共同溝の整備に関する特別措置法の追加と文言の整理でございます。

第2条第2項につきましても、同様に文言の整理でございます。

第3条でございますが、第3条第1項についても、同じように文言の整理でございます。

第4条でございます。第1項の改正内容ですが、改正前は道路法第73条第2項で14.5%以内と規定され、それを準用してまいりましたが、改正では、道路法施行令第37条第1項第2号で10.75%と規定されておりますことから、今回これを準用するというで改正をお願いするものです。

第6条と第7条につきましては、改正前の罰則規定が第6条、委任規定が第7条となっていることから、上位法と同様に条の順位立てを整理するものでございます。

別表第2条関係でございますが、文言の整理と施行令第7条第8号に掲げる器具、車止め等の設置などなんです、それらの追加による条項の繰り下げとなっております。

備考7につきましては、条項の繰り下げです。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 課長、今説明あったんですけども、共同溝の説明なんですけれども、柴田町では具体的に言うところいうふうなことなんだよと、何か今の説明では全然わかりません。もう一度お願いします。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 具体的にと申しますと、本町ではまだ例がございません。ただ、大都市もしくは景観条例等を制定した都市においては、地上路電線類の地下化ということで進めておる事業があるものですから、今後、本町においても、景観条例等々で規制された場

合、共同溝の整備がなされるだろうという想定のもとに、今回改正をお願いするというところでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） じゃあ、うちの町では、今のところ心配はないですけども、ついでにお聞きします。例えば本町で共同溝をつくっていくとなった場合、共同溝にどんなものが入っていきますか。お願いします。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 共同溝の場合ですと、今の仙台市みたいに下水から水道から、あと電線、通信ケーブル、あと有料のテレビケーブル等々が考えられると思いますが、本町の場合ですと、想定されるものは、今電線電柱等が考えられるのかなというふうには思っております。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 平成18年度柴田町一般会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第13、議案第12号平成18年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号平成18年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものとして、歳入といたしましては、町民税、使用料及び手数料、国・県

支出金並びに町債などを減額し、これらと事業費補正に対応する財源として、固定資産税、町たばこ税、分担金及び負担金、財産収入並びに諸収入などで財源充当を行っております。

歳出といたしましては、社会福祉総務費、老人保健医療対策費、心身障害者医療対策費、観光整備費、消防総務費などの経費の増額補正を行い、議会費、障害者更生援護事業費、健康推進総務費、じん芥処理費、都市街路費、公共下水道費、小・中学校管理費、公債費などの事業費の精査、確定などにより、減額等の補正を行っております。

また、債務負担行為の追加、廃止及び変更並びに地方債の変更を行うものでございます。

以上、これらによります補正後の予算総額は、105億6,282万4,000円となりました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（村上正広君） それでは、議案書の41ページになります。

議案第12号平成18年度柴田町一般会計補正予算でございます。

第1条でございます。歳入歳出の予算総額から、歳入歳出それぞれ1,948万円を減額いたします。歳入歳出予算総額が、先ほど町長がお話ししましたが、105億6,282万4,000円となります。

それでは、46ページをお願いします。

46ページの第2表でございます。繰越明許費であります。農林水産施設災害復旧事業445万円は、平成18年度柴田町議会第4回定例会一般会計補正予算で計上させていただき、また事業費確定によりまして、今回歳出補正で減額計上しておりますが、人間田屋敷沢地区小規模山地災害復旧工事費分でございます。この事業につきましては、県の補助事業でありまして、県からの承認を受け、去る2月19日の契約となりました。工期がおおむね3カ月を要するため、年度内完了が見込めないことから、その性質上、年度内に支出が終わらない見込みであるものとして19年度に繰り越しするものでございます。

次に、第3表でございます。債務負担行為補正であります。追加8件、廃止6件、変更1件であります。追加8件につきましては、平成19年4月1日から業務が発生することから、平成18年度において債務負担行為の議決をいただき、事前に契約準備の事務処理を行うものでございます。廃止6件のうち、学校関係4件のパソコンリースは、18年度予算で対応可能となったため廃止するものでございます。

廃棄文書機密抹消処理委託は、従来、常時発生する機密文書でございますが、これにつきま

しては庁舎内に設置してありますボックス処理ということで対応させていただきました。期間限定で発生する機密文書につきましては、一括処理ということにしておりましたが、事務経費削減から一括処理のみということで、ボックス設置を廃止というふうな形をとりまして、委託料を廃止するものでございます。変更の1件につきましては、額の確定による変更でございます。

48ページをお開き願います。

第4表地方債補正であります。変更4件は、いずれも事業確定による額の変更でございます。

51ページをお願いします。

歳入でございますが、款1町税、項1町民税、個人で現年課税分、それから滞納繰越分、合わせて2,282万円の減となります。法人で現年課税分、滞納繰越分、合わせて517万円の減。それぞれ決定見込みによる減でございます。

目1固定資産税 936万円の増、決定見込みによる増でございます。

52ページをお願いいたします。

項3目1軽自動車税 120万円の増、項4目1町たばこ税 780万円の増、項5目1都市計画税 722万円の増は、それぞれ決定見込みによる増でございます。

53ページになりますが、款13分担金及び負担金、目2民生費負担金 236万 2,000円の増、保育所運営費一部負担金及び母子生活支援施設運営費負担金の決定見込みによる増でございます。

目3教育費負担金 2万円の減、小中学校の日本スポーツ振興センター保護者負担金の確定による減となります。

目4災害復旧費負担金19万円の減につきましては、小規模山地災害対策促進事業負担金の額の確定による減でございます。

款14使用料及び手数料であります。目1総務使用料から目6教育使用料まで 510万 1,000円の減は、決定見込みによる減でございます。

54ページをお願いいたします。

項2手数料であります。目1総務手数料69万円の増、目3衛生手数料 139万 5,000円の減、おのおの決定見込みによる増減でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金 373万 8,000円の減は、節1の被用者児童手当負担金から、次ページになりますが、節7非被用者小学校修了前特別給付負担金まで、おのおの決定見込みによる増減となっております。

次に、項2 国庫補助金、目1 民生費国庫補助金 438万 9,000円の増であります。節4の後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金 448万円の増。これにつきましては、歳出で計上しておりますが、後期高齢者医療制度創設に伴う情報システム委託料等が発生するため、定額補助というふうになってございます。

56ページをお願いいたします。

目2 衛生費国庫補助金 212万 5,000円の減は、浄化槽設置整備事業の確定によるものでございます。

目3 土木国庫補助金 2,356万 9,000円の減につきましては、節1 公営住宅家賃対策補助金 2,254万 9,000円の減であります。制度改正によりまして18年度から22年度まで地方交付税交付金に算入されることとなったための減額でございます。それから、節3 木造住宅耐震診断助成事業補助金 102万円の減は、決定見込みによる減でございます。

款15国庫支出金、委託金でございますが、目1 総務費委託金10万 8,000円の増、目2 民生費委託金 1,000円の増、おのおの決定による増でございます。

款16県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金 460万 7,000円の減であります。節1 被用者児童手当負担金から、次ページの節6 になります非被用者小学校修了前特例給付負担金まで、おのおの決定見込みによる増減となっております。

58ページをお開きください。

県補助金の目1 総務費県補助金 241万 8,000円の減でございますが、表の説明欄にありますように市町村振興総合補助金であります在宅酸素療法者利用助成事業補助金から、次ページのみやぎの豊かな森林づくり支援事業補助金まで、おのおの決定見込みによりますところの増減となります。

次に、目2 民生費県補助金でございますが、85万 2,000円の減。これにつきましては、節1 社会福祉費補助金から、次ページの節5 になります児童福祉費補助金まで、おのおの決定見込みによる増減となっております。

61ページになりますが、目3 衛生費県補助金 301万 9,000円の減、浄化槽設置整備事業補助金の額の確定によるものでございます。

目4 農林水産業費県補助金 6万 6,000円の増、決定見込みによる増となっております。

目5 土木費県補助金36万 2,000円の減、木造住宅耐震診断助成事業補助金及びスクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業補助金の決定見込みによる増減となっております。

目7 災害復旧費県補助金52万 8,000円の減は、農林水産施設災害復旧費補助金の決定見込み

による減でございます。

62ページになります。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費委託金50万1,000円の増は、節1総務管理費委託金、節2徴収費委託金、節3統計調査費委託金、おのおの確定による増減となります。

目3土木費委託金1,000円の減、確定による減でございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入でございます。108万6,000円の増は、土地貸付収入及び建物貸付収入、おのおの決定見込みによる増でございます。

目2利子及び配当金37万3,000円の増、決定見込みによるものでございます。

次ページですが、項2財産売払収入、目1不動産売払収入2,080万6,000円の増でございますが、新栄通線の残地、それから槻木新町、町道槻木160号線でございますが、それらの残地など土地売払収入でございます。

款18寄附金でございますが、目1民生費寄附金30万4,000円、目3教育費寄附金で16万円は指定寄附でございます。

款21諸収入、目1延滞金110万円の増でございます。項4雑入、目2過年度収入85万5,000円の増、おのおの過年度精算によるところの増となっております。

目3雑入31万5,000円の増は、節4の町営住宅敷金利子受入金から、次ページになりますが、節6雑入までのおのおの決定見込みによります増減となっております。

65ページになります。

款22町債、目1農林水産業債600万円の減、目2土木債110万円の増、目3消防債20万円の減は、おのおの決定見込みによる増減となります。

66ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出に入ります前に歳出の人件費補正の総括についてご説明させていただきます。記述はしてありませんが、詳細は95ページに記載してありますけれども、給料につきましては1,010万7,000円の減となります。これにつきましては、12月31日、退職者3名、それから1月31日、退職者1名分と育児休業者6名分となっております。それから、期末勤勉手当の補正も行っておりますが、これにつきましては全体で686万3,000円の減となっております。これにつきましては、育児休業者6名、それから病気休暇者5名となっております。共済費につきましては、256万円の減となっております。これは、退職者及び育児休業者分となります。給与費でございますが、合計で2,179万7,000円の減額補正となっております。詳細は、95ページ

等々に記載されておりますので、ご参照願いたいと思います。

それでは、歳出の款1 議会費から行きます。款1 議会費 145万 6,000円の減、決定見込みによる減となります。

款2 総務費、目1 一般管理費 236万 8,000円の減、主なものといたしましては節11需用費、消耗品費で72万 2,000円の減は加除式図書を再精査し、支出の削減を図ったものでございます。

次に、目2 企画管理費69万 4,000円の減、確定見込みによる減となります。

目3 情報政策費24万 3,000円の減で、節の19をごらんいただきたいと思います。負担金補助及び交付金ゼロであります。備考に書いてありますけれども、従来、国・県及び市町村の情報の共有、いわゆるL G W A Nと称される部分につきまして、県と市町村で構成する協議会で調査研究を行い、その構築に当たってまいりましたが、その役目を終え、今後は維持管理が主体となりますので、協議会を解散いたしまして市町村会で行うというふうになったため、予算の組み替えをさせていただいたという内容になってございます。

68ページをお開きください。

目4 まちづくり推進費 116万 5,000円の減、うち節11需用費 109万 3,000円の減でございます。これにつきましては広報紙の発行見込みによる減とさせていただいております。

次に、目5 財政財産管理費 270万 1,000円の減、確定見込みによる減でございます。

目6 基金管理費32万 6,000円の増、基金利子でございます。

目7 会計管理費19万 3,000円の減の備品購入費でございます。これは会計管理者の公印を購入するものでございます。

目8 槻木事務所費29万 7,000円の減、次ページになりますが、目10交通防犯対策費 175万 1,000円の減でございます。節11需用費の光熱水費20万円の増につきましては、防犯灯の電気料等の増でございます。

目11諸費は、財源の組み替えでございます。

目12渉外費 3万 3,000円の減となります。

項2 徴税费、目1 税務総務費 249万 4,000円の減でございます。節19負担金補助及び交付金は、仙南地域広域行政事務組合負担金、徴税费の分の額の確定によりますところの減額でございます。

目2 賦課徴収費43万円の減となります。

70ページになります。

項3、目1 戸籍住民基本台帳費11万円の増につきましては、節13委託料でございます。21万

円の増になっております。これにつきましては、行政区分割業務委託料でございますが、第6区の分割でございます。第6区行政区につきましては、世帯数が1,000世帯を超えております。現在正区長600世帯を超え、副区長が、並松地区でございますが、300世帯を超えております。それで対応しておりますが、正区長の600世帯を超えるということ、それから今後船岡新栄地区の世帯数の増加を考え、再分割することになったための予算措置でございます。

次に、項4選挙費であります。目1選挙管理委員会費12万6,000円の減、目3宮城県議会議員一般選挙費7万1,000円の減となります。

項5統計調査費、目1統計調査総務費でございますが、13万8,000円の減、おのこの統計調査終了によりますところの額の確定による減となります。

次ページになりますが、目2地籍調査費312万6,000円の減でございますが、節13委託料での298万2,000円の減でございますが、これは委託請差と、あと職員が直営でやれることはやったということでの予算の減額をさせていただいたということでございます。

項6目1監査委員費につきましては、20万5,000円の減。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費884万8,000円の増につきましては、次ページになりますが、節28繰出金でございます。節28の繰出金1,211万9,000円のうち、職員給与・事務費分1,161万円記載されております。これにつきましては、後期高齢者医療制度改革に伴うシステム改修事業に係る国保システムの委託費分となります。国保システムを改修しなければならないということで、これの分の委託費となります。その他は決定見込みによる増減でございます。

目2老人福祉費15万1,000円の増につきましては、節18備品購入費から節28繰出金まで、おのこの決定見込みによる増減となります。

目3老人保健医療対策費7,228万1,000円の増でございますが、節13委託料1,056万3,000円につきましては、先ほどご説明いたしたと同じ後期高齢者医療制度改革に伴うシステム改修事業に係る住民基本台帳、いわゆる住基情報システム及び保険料徴収システムの委託、システムを改修しなくてはならないので委託するというものでございます。次ページになりますが、節28繰出金6,171万8,000円の増は、老人保健特別会計繰出金でございます。

次に、目4心身障害者医療対策費125万円の増につきましては、扶助費の心身障害者医療助成費となります。

目5国民年金費5万9,000円の減、目6障害者更生援護事業費845万1,000円の減につきましては、節13委託料から節23償還金利子及び割引料まで、おのこの決定見込みによる増減とな

ります。

目7 老人保健措置事業費 124万 2,000円の減、目8 老人憩の家費68万 1,000円の増でございますが、次ページになりますが、節15工事請負費83万 3,000円の増でございますが、これにつきましては平成19年度から廃止になります羽山荘の施設等の安全管理のための予算措置でございます。また、節16原材料費でございます。36万 5,000円につきましては、羽山荘廃止に伴う緩和措置として、農村環境改善センターのゲートボール場の整備ということの原材料費となっております。

次に、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費でございますが、3万 9,000円の減。目2 児童措置費は財源の組み替えでございます。失礼いたしました。目3 乳幼児医療対策費 109万 4,000円の減、おのおの決定見込みによる減となります。

目4 母子福祉費は財源の組み替えとなっております。

目5 保育所費53万 1,000円の減は、次ページになりますが、節11需用費の中の賄材料費が主な増となっております。また、節18備品購入費では、これは指定寄附によります放送用デッキ購入でございます。

目6 母子生活支援施設費 4万円の減。

目7 児童館費 190万 5,000円の減のうち、節18備品購入費は指定寄附によりましてデジタルカメラを購入するということでございます。

76ページをお願いいたします。

目8 心身障害児通園事業費、むつみ学園でございますが、2万 3,000円の減額となりますが、節18、これも備品購入費では石油ファンヒーターを購入するということの指定寄附でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 生活環境総務費 6万円の減。

目2 環境保全費 650万 2,000円の減、これにつきましては節19負担金補助及び交付金の浄化槽設置整備事業補助 637万 5,000円の減となりますが、当初40基を予定しておりました浄化槽設置事業の補助金でございますが、結果的に26基の申請にとどまったということのための減額となります。

目3 畜犬費 5万円の減。大変恐縮でございますが、削除をお願いいたします。説明欄に3万円の減と記載されておりますが、削除していただきますようお願いいたします。失礼いたしました。

目4 町営墓地でございます。町営墓地管理費 4万 4,000円の減。

目5健康推進総務費 473万 3,000円の減でございますが、節18備品購入費は指定寄附であり、加湿器を購入するものでございます。その他は、決定見込みによる減でございます。

目6保健指導費17万 1,000円の減、決定見込みによる減となります。

次ページになりますが、目7予防費24万 4,000円の増につきましては、節8報償費から節23償還金利子及び割引料まで決定見込みによる増減となります。

次に、項2清掃費、目1じん芥処理費 574万 4,000円の減でございますが、これは広域負担金でございます。大河原衛生センター、仙南リサイクルセンター、次ページになりますが、最終処分場、おのおの決定見込みによる減というふうな形になります。

款5労働費、目1勤労青少年ホーム費29万 5,000円の減につきましては、日直等の代行委託料の決定見込みによる減となります。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費13万 6,000円の減。

目2農業総務費 858万 1,000円の減は、次ページになりますが、19節負担金補助及び交付金で 672万 6,000円の減となっておりますが、県営湛水防除事業確定による負担金の減というふうになります。

目3農業振興費28万 4,000円の減、負担金等の決定による減となります。

目5自然休養村費 221万 5,000円の減でございますが、これは太陽の村のアスベスト除去工事完了いたしましたので、その請差というふうになります。

目7稲作総合対策費34万 3,000円の減。

目8農道費 8万 2,000円の減。

目10農業水利費 3万 4,000円の減。

目11農村環境改善センター40万 2,000円の減でございますが、これは節1報酬から節14使用料及び賃借料まで、おのおの決定見込みによる減となります。

80ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業総務費39万 9,000円の減、おのおの決定見込みによる減となります。

目2林道費 6万 1,000円の減。

目3町有林管理費は、財源の組み替えでございます。

款7商工費、目1商工振興費20万 9,000円の増、決定見込みによる増減となります。

目2観光整備費 108万 6,000円の増、決定見込みによる増減であります。節13委託料と節22補償補填及び賠償金に計上しております船岡城址公園環境整備委託料と立木補償は、さくら祭りに際しまして、船岡城址公園の草刈り及び景観確保のため私有地にご協力いただきまして、

立木を伐採するというものでございます。景観をよくするための隣接の方からご協力をいただき、伐採するというものでございます。

目3 コミュニティプラザ管理費 280万 4,000円の減でございますが、節13委託料の駅改集札業務の祝祭日の改集札廃止に伴う減となります。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費 182万 7,000円の減、事業確定による増減となります。

82ページをお願いいたします。

項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費48万円の減。

目2 道路維持費30万円の増でございますが、節14使用料及び賃借料の重機借上料60万円予算化しております。これは、町単独事業の災害復旧に伴う重機の借上料でございます。

目3 道路新設改良費19万円の減。

次に、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費30万 8,000円の減。

目2 都市街路費 303万 1,000円の減、額の確定による増減となります。

次ページですが、目3 公共下水道費 1,576万 8,000円の減、公共下水道事業繰出金の精算による減でございます。

目5 公園緑地費51万 3,000円の減、額確定による増減となります。

項5 住宅費、目1 住宅管理費3万 7,000円の減。

目2 住宅建設費4万円の減となります。

84ページになります。

款9 消防費、目1 消防総務費 523万 7,000円の増でございますが、節1 報酬と節8 報償費は、決定見込みによる増減となります。節11需用費の消耗品56万 6,000円につきましては、消防団員の被服費でございます。節19負担金補助及び交付金の仙南地域広域行政事務組合負担金468万 9,000円の増でございますが、これにつきましては、負担割合の精査による増でございます。業務費用の増ということではございませんので、よろしく申し上げます。その他は確定による減額となります。

款10教育費、目1 教育委員会費11万 1,000円の減。

次ページになりますが、目2 事務局費 138万 9,000円の減、おのこの決定見込みによる増減となります。

項2 小学校費、目1 小学校管理費88万 5,000円の減につきましては、節7 賃金から86ページ、87ページになります節18の備品購入費まで、おのこの決定見込みによる増減でございます。

次に、項3中学校費、目1中学校管理費78万9,000円の減、おのこの決定見込みによる増減となりますが、88ページの節11需用費の図書購入費1万2,000円につきましては、指定寄附となっておりますので、よろしく願いいたします。

89ページになります。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費6万円の減、項5社会教育費、目1社会教育総務費45万7,000円の減は、おのこの決定見込みによる減となります。

90ページになります。

目2公民館費234万4,000円の減、決定見込みによる減。

次に、目3しばたの郷土館費27万3,000円の減、決定見込みによる減。

91ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費36万4,000円の減、決定見込みによる減となります。

目2保健体育施設費1万円の増。

目3給食センター費9万9,000円の増でございますが、節11の需用費の修繕料がございます。蒸気配管修繕、それから污水处理施設の鉄ぶたの修繕費を取ってございます。

92ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費124万7,000円の減は、事業費確定による増減となります。

款12公債費、目1元金は、財源の組み替えでございます。

款13予備費でございます。1,198万8,000円の減でございますが、本来であれば歳入歳出の部分で基金を取り崩して予算を対応するところではありますが、予備費3,190万円を計上しておりまして、そのうち1,198万8,000円を予備費から財源に充てるということで、減額いたしまして対応させていただきました。基金についてはそのままということで、予備費対応。今期雪も少なく、暖冬になってございます。そういった関係上、十分3月いっぱい予備費、この金額で対応できるというような判断に基づきまして対応させていただきました。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入りますが、質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括といたします。歳出については、款1議会費66ページから款3民生費76ページまで、款4衛生費76ページから款9消防費84ページまで、款10教育費84ページから款13予備費93ページまでといたします。

債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。

質疑の際は、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） まず51ページの歳入の町税の方の1番、2番、個人、それから法人の補正額が減額になっております。これは、見込み違いだったのかどうか。

それから、63ページ、款17不動産売払収入、3カ所ありますけれども、3カ所の個別の金額をお願いします。

それから、款21諸収入、町税延滞金 110万円、これが上がっております。これはどういうふうな内容なのかお伺いします。以上です。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（手代木文夫君） それでは、ご説明申し上げます。

個人町民税の現年度課税分なんですけど、これにつきましては納税者はふえていますが、1人当たりの給与額、これは減っております、逆に。それで、このような状況の中で、今回この2,200万円というのは、ちょっと額が大きかったんですが、そういう状況になりました。それからあと退職者が結構今回、平成18年度につきましては163名ほどおりました。ですから、だんだん団塊の世代の方々が退職して行って、実際に勤めている方々につきましては、余り給料は上がっていないと、そういうことでございます。

それで、滞納額の54万円につきましては、ちょっと今収納率が、うちら方では大体12%ぐらい見ていたんですが、今の現況の中では大体11%前後になるのかなということで、54万円ほど減らさせていただきました。

法人につきましては、これは今までは修正なり、あと確定というような形でやっていますが、ある事業主さんが大体600万円ぐらいほど確定の中で下がりました。ですから、法人所得税、所得税の方なんですけど、そういう状況に落ちたものですから、今回減らさせていただきました。

あと、滞納につきましては、今回、法人の滞納につきましては今現在53万円、当初見込んでいたのが14万円だったんですが、53万円というようなことで入りましたので、これは増額補正をさせていただきました。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（村上正広君） 63ページ、上段の方の款17財産収入、不動産売払収入の内訳でございまして。説明欄の船岡新栄一丁目地内ということでございまして、平米数につきましては419.34平米になります。平米当たりの単価3万6,009円、坪にしますと約12万円となります。それから、船岡中央三丁目地内、これについては36.72平米の面積でございました。これにつき

ましては、平米当たり5万 1,400円、およそ坪単価にすると17万円というような金額でございます。それから、槻木字新町地内ということで、これにつきましては 131平米の面積でございました。平米当たり2万 9,285円ということで、坪にしますと約9万 7,000円ぐらいというふうになるかと思えます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（手代木文夫君） 63ページの延滞金・加算金及び過料の中の延滞金でございます。

これは、今回 110万円ほど組ませていただきましたが、この内容につきましては、町民税が大体16万 1,000円、あと固定資産税が28件ほどあるんですが、94万 8,000円ほどの延滞金を徴収しましたので、トータルしますと 110万 9,000円になったんですが、今回 110万円。あと今後も、これは19年の1月現在のものですから、今後も若干ふえるのかなと、このように思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 53ページの使用料及び手数料の5 土木使用料の住宅使用料、現年度分 533万 5,000円のマイナスになっておりますが、これは何件分で、どうしてマイナスになったんでしょうか。

それから、ちょっと説明でわからなかったんですが、58ページ、県支出金の一番上の市町村振興総合補助金のところなんですが、二つ目から下に結構、決定見込額がゼロというのが並んでいるんですが、これはどういうことなんでしょうか。

それから、67ページの一番上、町長交際費、今年度はどれだけお使いになったんでしょうか。以上です。（「歳出ですね」の声あり）ごめんなさい、最後は後からですね。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、お答え申し上げます。

使用料の減額の件でございます。今回の減額は、当然当初予算編成時におきましては、空き家が想定される部分と、それにかかわる修繕月数並びに政策空き家もあるんですが、それらを見込みながら空き家戸数を算定いたしまして、想定したものがございます。それで、当初想定申し上げたのが、228カ月分ぐらいの月数が入らないということで、その分の家賃額が入らない計算をしておりましたが、現実的には 294カ月、66カ月分ぐらいふえているということになっております。これは、あくまで2月末現在のんですが、それに伴う減額が約70万円ぐらいございます。それらと、もう一つは、これが一番大きいんですが、町営住宅の家賃算定につきま

しては、10月1日、前年度の10月1日を基準にしながら、10月1日までに入居者に対して申告をしていただいています。それに基づいて所得に応じて、階層家賃制度でございますので、所得に応じた家賃を設定するわけです。それで、その後に、確定通知を送った後に未申告の方の方もいらっしゃいます。それで、未申告の方は4月1日以降、今度は所得形態といいますか、所得額が減額したとか、もしくは就業先がつぶれてしまったとか、所得が減額したということが主な理由なんです、それらに基づいて正式に、今度は町の方で所得の申告を受理いたしまして、それを今度階層家賃の方に当て込むと、月当たり大体12カ月分ですね、12カ月で月1万円の32戸分、ですから32世帯分が再所得申告をなされて、こちらで家賃の見直しをしたということでございます。それらの合計が390万円ということで、合わせて約460万円程度が主な理由でございます。ですから、まずは空き家発生戸数の見込み違いということ。所得申告に基づいた近傍家賃制度について家賃を設定したんですが、現実的には、所得が下がったということの申告があって、それに応じた家賃に減額したということでございます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁申し上げます。

58ページになります。市町村振興総合補助金でございますが、従来から制度が変更になってございます。なぜかといいますと、障害者自立支援法が施行されまして、従来の市町村振興総合補助事業から、別に事業が組み替えになっています。それで、60ページに同じような名称で載ってございますが、障害者レスパイトサービス支援事業として、単独の事業になってございます。それともう一つ、グループホーム体験ステイ事業補助というようなことで、それぞれ単独の事業で、ですから58ページの事業が新たに60ページの事業に生まれ変わったというご理解していただければと思います。

あと、もみのき園関係と精神障害者社会復帰施設運営費、これはしらさぎ作業所ですが、この事業につきましても、この市町村総合事業から外れて、単独の事業として生まれ変わるんですが、その通知が2月になってからなものですから、この予算組みには間に合わなかったというようなことで、3月末の専決処分というようなことでお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 7番白内恵美子さん、許します。

○7番（白内恵美子君） そうしますと、今のこの市町村振興総合補助金のもみのき園と、それからしらさぎの分というのは、この金額が後で入ってくるというふうに、この同じ金額が入ってくるんですか……、はい、わかりました。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。66ページの議会費から76ページの民生費に対する質疑を許します。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 71ページの日2地籍調査費の測量調査委託料、この委託料の予定価格と契約価格、落札価格、そしてどのぐらいが、これは203万円になっていますね、実際これはどうという理由によってこうなったのか、もう一度お願いします。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 入札の結果、経過については、現在手元にはないんですが、実際測量調査委託関係につきましては、現計で554万円の予算措置をしておりました。その中で、委託分として、一筆調査分とか現況調査分等々上げた中で発注していたわけですが、そのうちの一部を町の方の直営事業で実施したために、その分を外注しなくて済んだということが大きな理由です。

もう一点、地籍異動修正委託ということで94万5,000円措置していたわけですが、これらについても、直営といたしますか、職員みずから異動修正等を行ったものですから、この分につきまして委託がなくなったということで、合わせて298万2,000円の減額ということでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 私は、どういうふうな委託をやって、どういう契約をやっているか、これはわかりませんね。私たちこれを見ただけでは。しかし、契約をして途中、「今度おらほでやっからいいがすわ」と、こういうような感じでやれるんですか、例えばこういう契約というものは。例えば1業者とこうやって地籍調査を委託した、それで契約をしたと。これは、例えば入札にかかったか、随契だか、これはわかりません。しかし、途中、うちの職員でやりますから、これはやめました、そういうことはできるんですか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 説明が足りなかったと思います。当然当初から全体を含んだもので発注したということではございません。ですから、一筆調査分ということで、その分の予算手当てをしまして、また別な委託分ということで、三つぐらいの委託分があるんです。それで、それは個別に皆競争入札で行っているんですが、今回は一つの委託分だけを競争入札したんですが、残った分につきましては、外注しないでみずから直営でやってしまったということ

です。ですから、入札した契約に基づいて途中で事業を変更して減額したということではございません。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） わかりましたけれども、その直営でやった時期というのがあると思うんですよ。例えば前回12月に、それがわかったら12月にこれは出てきてもいいわけですよ、なぜ今なのか。これは、職員がいつ直でやったのか。そして、完全にここに上げるのが、何で今ごろなのか。もっと前にやっていたら、当然12月にこういう予算が上がるわけですね。1月までかかったのかということです。もう一度。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今現在、本町の場合は3名で地籍調査業務をしております。それで、議員もおわかりのとおり一筆調査を実施いたしますと、地権者の皆さんの立ち会いを求めながら現場の方に行って、現地立ち会いをしながらということになるんですが、それが最優先でございます。その後、時間の合間を見ながら全体的なやつを毎日のように、大体1月、まだ終わっていないですが、2月いっぱい程度かけて終わったということでございますので、今回の補正でお願いするということでございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 67ページの一番上、町長交際費はこれで幾らになるのでしょうか。

それから、68ページの基金管理費の中の財政調整基金積立金は、現在幾らでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（平間春雄君） 67ページの一番上、これで幾らになるのかということなんですが、220万円になります。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（村上正広君） 現在の財政調整基金の残高でございますが、3億3,700万円強になります。失礼いたしました。3億3,710万9,176円でございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 次に、76ページの衛生費から84ページの消防費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。19番大沼喜昭君。

○19番（大沼喜昭君） 74ページの工事請負費、羽山荘……（「76ページからです」の声あり）

○議長（伊藤一男君） 質疑ありませんか。12番小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） ちょっと確認させていただきたいんですが、81ページの観光整備費の中の13節委託料の船岡城址公園の環境整備委託料、立木等の伐採ということですが、例のあの常任委員会で指摘しましたが、あれが全部解決できたということで理解していいんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（大久保政一君） はい、まさしくそのとおりです。二度ほど常任委員会で指摘事項がいろいろありましたので、今回、ことしは桜ちょっと早いんですけども、急いで眺望の景観を直していきたいと、このように思います。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 次に、84ページの教育費から93ページの予備費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 1点だけ。86ページの小学校管理費の需用費、西住小学校のところの光熱水費が突出して減額になっているのはどういうわけなんでしょうか、その1点だけ。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小林 功君） 86ページの西住小学校の光熱水費67万7,000円の減ですが、これにつきましては平成17年度の契約電力、基本契約ですが、それを65キロワットということで基本料金を組みました。というのは、西住小学校は電気暖房なものですから、前年度の実績を受けてこの基本料金で契約したわけですが、その後FF暖房とかしたところ、18年度は契約電力が27キロワット、それに見直したところ基本料金が安くなったと、その分の差額ということで、今回このような減額ということで、学校でもいろいろ努力していただいているところでございます。以上です。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号平成18年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あすは中学校卒業式のため午後 2 時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3 時 4 1 分 散 会
